

奄美大島農地制度論

萩原 茂

(昭和49年8月31日受理)

Study on Transition of Farm-Land System at Amami-Oshima

Shigeru HAGIHARA

(Laboratory of Agricultural Economics)

目 次

- 1 はじめに
- 2 土地割替制度と糖業政策
- 3 豪農経営の発展と土地割替制度
- 4 豪農経営の衰退と「地主制」の展開
- 5 地 主
- 6 農地改革
 - i 復帰前における動き
 - ii 形式的な農地法の適用
 - iii 復帰後の事後処理
—特別融資事業と農地対策事業—

1. はじめに

奄美大島は昭和28年12月25日、日本に復帰するまで米国の施政権下におかれたため、ここでの農地改革は本土の場合のそれとくらべて、小作農民にとってきわめて不利な形で農地法の適用をうけることになった。このことが奄美諸島の農業における資本蓄積を著しく阻害し、その後における農業の展開に大きな重石として作用したことは疑えない。それにもかかわらず、いままで奄美大島の農業振興を図るということで色々いわれてきておりながら、かかる観点に立って反省してみようという姿勢において著しく欠けていたように思われる。

だが、この農業のおくれや農民の貧しさの原因が、このような農地法適用のあり方における特殊性にあるとはいえ、まだ多くの要因が関係していると考えられる。そのなかで基本的な要因と考えられるものに改革前の農地制度がある。

本稿では改革前の農地制度および農地改革について考察した。本稿を通じて、奄美大島の農業のおくれ、農民の貧しさというものが、単に市場から遠隔の地にある交通不便な小離島であるとか、あるいは資本主義経済の発展による自給経済の破壊ということなどにだけ起因するものではなく、奄美大島内部の支配被支配

関係の推移のなかに農民の貧困の原因が根ざしていたということを見ることができた。

もちろん、かかる直接的な内部の支配被支配関係の推移も大きくは幕藩体制のなかでの推移、薩摩藩の植民地的な収奪政策のなかで、そしてまた資本主義の発展のなかでしか変化しえなかったことも確かである。明治以降に限ってみても家人制度の崩壊と、それに続く地主制の展開が日本資本主義の発展と深く関わっていたということもある程度明らかにしえたと思う。

2. 土地割替制度と糖業政策

奄美大島の土地割替制度の実態がどんなになっていたかについての詳細な研究はみあたらないが、藩政期の土地制度について「大島、喜界島では高配当なる土地割替法がみられる」、「割替は行なわれたが、門はなく、門割ではなかった」、「配当は島民の合議により自治的に行なうもの」といわれている¹⁾。

「大島には高割と称し、水田を15才から60才までの男子に配当し、それを3年ないし5年ごとに割替える習慣があった。この高配当は家人にも普通百姓と同じく配当された。しかし配当された土地は全部主家の所有になり、その貢租の責任は主人にあった」²⁾。

「黍地を田地と同じように割り当てたのが、いつ頃か、はっきりしないが、とにかく、幕末には毎年行なわれていた。黍地高割の対象は、男子は15才から60才まで、女子は13才から50才までで、このうち病人、廃疾を除き片輪者は男子は半額ということになっている。割り当て量は、性別によって違い、男子はムル高(全体高、女子に比べていう)女子は半高(男子の半分高)を割り当てられた。しかし、これも場所によっては、男子と女子の割合がきちり、半分、二倍というぐあいにはなっていない。公式に、女子は男子の半分と決まらず、その村の所持している量、つまり、村の広い狭いによって、男女の割り当て高が決ま

った。そこで、村ごとに高割の広さは異なっていた。

	男	女
大島住用	2反5畝	1反2畝半
大島古仁屋	2反	8畝
徳之島亀津	3畝(反?)	2畝(反?)

名瀬、竜郷、笠利での、だいたいの基準は男1人、砂糖四百斤割り当て(中地で2反歩ほど)樽4丁上納、女は半分、夫婦で六百斤といわれていた³⁾。

土地割替及至黍地割当てについて以上のようなことがいわれているのであるが、これからだけでは土地割替の実態がはっきりしない。土地割替、黍地割当、高配当等について混乱した説明がなされているので、土地割替について糖業政策との関連で明らかにしてみたい。

延享2年(1745)に、それまで貢租は米をもってなしていたが、換糖上納制を実施し、貢租を黒糖に切りかえている。この換糖上納制になった前後をよくみると一挙に米から黒糖に切りかえたのではなく、すでに宝永5年(1708)頃から約40年間は租米の代りに黒糖でもよいということになっていたし、また、換糖上納制から三島の第一次惣買入を実施するにいたった安永6年(1777)までの約30年間は租糖の代りに米でもよいという時代が続いていたのである⁴⁾。

しかも、ここでの糖業は、それまで三島(大島本島、喜界島、徳之島)でしか行なわれておらず、沖永良部島では文化、文政の頃(1804~1829)、「文化2年(1819)沖永良部島に黍作を始めます……代官記……与論島、増尾國恵氏写本より」、与論島では嘉永元年(1848)前後から、沖永良部島より黍穂を導入し、製糖の準備を始め、安政6年(1859)に145,063斤上納しているの、産業として製糖が奄美群島全域に広まったのはこの時期であったといえる⁵⁾。

奄美大島の糖業の始まりについて、最近になって慶長年間説を否定する有力な説が出されている。すなわち、所崎平氏は元禄3年乃至4年に藩令で嘉和知が初めて黍作、製糖技術を移入し、試作の後、藩は元禄8年、黍検者を置き、同9~11年に田畑佐文仁を黍横目に任命したという記録にもとづき慶長年間説を否定し、また原口虎雄氏も所崎氏の説を支持し、慶長15年説は実証に乏しいもので元禄8年(1695)から、ほど遠からぬ以前に黒糖の伝来を求めた方が隠当だろうと述べている⁶⁾。糖業の伝来が慶長、元禄いずれであったにしても、糖業が奄美大島全域に広まるまでには相当の年数が経過しており、このことは離島の食糧事

情等も考慮しながら藩が上から糖業の発展を厳しく規制していたことと無関係ではなかったであろう。例えば、次のような事柄が糖業展開の契機となったであろう。

まず、水田の開発であるが、幕藩初期は全国的に新田開発が盛んであったが⁷⁾、同じ頃、大島の地においても新田開発が行なわれている。田畑佐文仁(龍佐運)が正徳2年10月に住用間切与人役になってから享保11年3月までに高千四百三石余、段別三百十四町を開発しているが⁸⁾、このことは水田造成の余地の少ない狭隘な島では画期的な出来事であったといえよう。

次に甘藷の伝来である。甘藷が薩摩に伝わったのは宝永2年(1705)山川郷の前田利右衛門が琉球より持ち帰ったといわれているが⁹⁾、『大島へは少なくとも薩摩に入りたるよりも早く渡りたらんと推断せらるるも、何時何地に始て栽培せしかは之を知る由なし。……大島は温熱湿気に富み且つ暴風多き所なり、一度甘藷を移植して其の功利を悟るや、民競ひて之が栽培を為し頓に生気を増せしは想像に余あり、琉球の偉人蔡温が「御当国前代は人居僅に7~8万人罷居り其以後一甘藷栽植一漸く人居繁栄致し、最早20万人に相成候」と記せるは、奄美諸島に於ても全く其規を一にせしこと疑なし。風雨の害を殆んど受けず、割合劣れる土地にても能く周年作り得る無比の作物を得たるなれば、島民が生存に大なる安定を与えられたる感をなし……薩藩の下に製糖を強制せられ、属吏の為に往々苛酷な誅求を受けしも、甘藷の有りたればこそ、兎も角も耐え得たりと謂ふべし』¹⁰⁾、というように甘藷が糖業展開の契機としてとらえられているのである。

幕末に最も著しかった甘蔗の強制耕作も水田造成等による農業生産力の発展、甘藷の伝来による食糧事情の安定ということのうえに強行できたものであろう。

そういうなかで甘蔗の作付地は畑に限定されることなく、水田にまでおよぶことができたと考えられる。

水田の甘蔗畑化について次のようにいわれている。「島民15歳ヨリ60歳マデ作用夫(婦人ハ作用夫半人トス)ト称へ、各々耕地ヲ割テソノ分担ヲ定メ、干シテ畑トナス可キ処ハ尽ク干田トナシ、稲ヲ作ラシメズ、役員督促シテ甘蔗ヲ作ラシム、……命ニ背クモノハ各々刑ニ処セラレル」¹¹⁾、砂糖買入が強化されるにつれ……水田まで甘蔗を植えさせたといわれる。それは幕末にとくに徹底したのであるが、この水田の甘蔗畑化という現象は、いつごろから起ったのであろうか。これについての明確な記事は、まだ見あたらない

が……明治になるまで大島の水田は水田の用をなさず、甘蔗畑化させられた。これは大島にとっては、いまだかつてなかった耕作上の大変化で、水田中心の農業はぜんじ姿を消し、米を常食とすることはできなくなり、自分たちの生命は、新来の甘藷に託さねばならなくなった。しかし水田の甘蔗畑化によって、大島のすべての水田が甘蔗畑となったかというに、決してそうではない。……甘蔗は畑作物であるので、年中水のひかない湿田には、絶対に栽培できない……大島の平野は各河川の川口付近にはどの平野にも砂丘があって、そのため砂丘裏は排水が悪く湿田になっている」¹²⁾。

このように水田の甘蔗畑化がすすみ、稲作も極部的にしか行なわれないというような状態であったから、畑の場合も、甘藷畑地について次のように述べられていることからして大島本島では熟畑はほとんど甘蔗の作付地になっていたのではないかと思われる。

即ち「平地全なし、惣て片下りの所なり、是も至極烈しく手寄なくては登るも六ヶ敷ほどに、既に崩れ懸る如き数十丈の所に作りたるが多し……蓋し大島本島の如き山岳多き地にては止むを得ざるものならん、喜界、徳之島、沖永良部の諸島は平地に乏しからざるを以て、甘藷を平坦の処に栽培すること之より多く、大島本島が甚しき傾斜地を遍く開拓せるは文化の頃既に盛なりしもの如し」¹³⁾と。

のち程みるように土地の割替は換糖上納制になる直前の寛保の頃(1741~1743)も第二次惣買入の行なわれる以前の安永、文化の頃(1772~1817)も同じように水田について行なわれていたようで、そうだとすると水田への黍作強制もこれ以降に行なわれるようになったということであろう。恐らく文化の頃、開墾が盛んであったということは、水田への黍作導入の始期を示すものではないかと思われる。地力の高い屋敷地周辺の熟畑、経験から黍作には畑以上に生産力が高いことがわかっていた水田への作付強制が行なわれるようになったのであろう。

このことは三島についていえることで黍作導入のおくれた沖永良部、与論の二島については事情は異なる。ここで、なぜ、沖永良部、与論の二島への黍作導入が大きくおくれたのかについて若干考えてみたい。

名瀬市誌、年表に、嘉永3年(1850)沖永良部からの米を積んだ大和船、番所前浜へ打ち上げる(徳之島院家前録帳)、嘉永1年(1848)、直米8,300石大島、3,509石余喜界、2,569石余徳之島(万控)等からみて沖永良部島は、糖業を通じて収奪の最も酷しかった幕末期においても、黍作強制が酷しくなく、主食にこ

と欠かなかったか、或いは四島への主食の供給の役割を課されていたのではなかろうかと考えられる。

沖縄では主食と甘蔗作の関係について次のようにいわれている。「琉球では元禄10年(1697)糖業が発達するにつれて食料(甘藷)の作付面積が減少し、孤島であるため食糧問題が起こったので甘蔗の作付反別の制限令を出している。これは、ひとり食糧問題だけでなく随意に作付を許可すると砂糖の増産となり、納糖以外の砂糖出廻が多くなって鹿児島における糖価の暴落となるので、それを阻止しようとしたためでもあるといわれているが、重点は前者にあったと思う。その結果、甘蔗作付面積は1,500町歩内外におさえられ、漸く明治21年になって制限令は廃止されている」¹⁴⁾。

沖縄と極めて似通った自然条件下にある奄美大島諸島において、如何に薩摩藩の収奪が苛酷をきわめたといえども、このことが全然顧慮されなかったということとはなかろう。

例えば「薩摩もそこをまねて台風、干ばつ、虫鼠害などの天災に備えるために沖永良部島、与論島は米作を主にして、大島、喜界島、徳之島のどこかで饑饉があれば、それを救う食糧貯蔵、供給の一番近い場所として砂糖を作らせなかったのかもしれない」¹⁵⁾、「薩摩が沖永良部の砂糖に目をつけたのは、藩財救の立直しも殆んど成功した天保10年で、この年から稲が不作の場合は砂糖1斤を米6合として換納するようにと令達があり、従って田地横目に黍横目を兼務させることになった。この比率は延享2年(天保10年から94年前)大島の租米が租糖となった時の米の3合につき砂糖1斤の換算に比べて倍もゆるやかなものである」¹⁶⁾。更にまた、沖永良部島については三島(大島、喜界島、徳之島)第二次惣買上げの際、「砂糖ノ価ヒ低クナリタル年外に産物ヲ殖サント需ムレ共俄ニ良産ナキ時、沖ノ永良部ノ一島ヲ諸人交易ヲ停メ三島に同シクセント云シカ尤ナリ去ナランカ残ラス利ヲ納シテハ下々玄難シト」¹⁷⁾とあること等からみても沖永良部島は糖業が導入された後でも三島とは農業政策において差異のあったことがわかる。

沖永良部島、与論島への黍作導入がおくれた理由について若干みたが、このことは恐らく土地制度の面でも相違をもたらしたものと考えられるのだが、土地割替制度については、さきにも述べたとおり、県史に「大島、喜界島では高配当なる土地割替法がみられる」とあり、他島ではどうなっていたか、についてふれられていない。また、鹿児島県農地改革史でも土地割替制度について述べられているが、県史同様、他島

については論及されていない。

封建治下における奄美大島の農業には「琉球本島にて古来割地制度の行なわれることは人の知る所、大島群島に於いて何時頃より此の制度ありしかは知り難く、慶長年間薩藩直属となりし頃の状況をも知る可からざれど、寛保頃(1741~1743)の検地帳(住用村西中間の古老和田祐整氏蔵)あり、降りて安永、文化の頃(1772~1817)に行なわれたるものと異なるなし」とあり、更に土地種別を、1. 公有地(官有林を含む)……山林、原野、2. 私所有地……畑地、宅地、新仕明地、一部分の田地、3. 共有地……田地、仕明の田地等に分け、このうち、共有の水田を村内にて夫役を勤むるもの全体に不公平なく、分配耕作せしむるを主眼として割地が行なわれたとある¹⁸⁾。この記述は大島本島、喜界島に限定していないので、恐らく、他の諸島でも割替制度は行なわれていたとみてよからう。

この割替制度が崩壊していった最大の契機は水田の甘蔗畑化、黍地割当て等の政策と黍の強制耕作のなかで開墾により私有地(畑)をふやしてきつつあった由縁人、衆多等の富裕層が畑化した水田をも私有するようになったということであろう。「水田にても畑となして利用し得べき所は甘蔗の栽培を奨められ、後には水田にして私有なるも有るに至れるが如し」、割地は「私田即ち作用地にあらざる田地を配当した」¹⁹⁾とあるのは土地替制度が崩壊過程にはいった時期について述べているものと思われる。

このようにみえてくると、三島は第二次惣買入(天保1年、1830)、沖永良部島は惣買入嘉永6年、1853)、与論島は惣買入(安政6年、1859)の頃まで、田地の割替は行なわれていたのではなかろうか。

土地割替制度というと、如何にも共同体の要求が、これを存続せしめたのではないかという印象を強くうけ、奄美大島の村々が幕末期にいたるまで農業共同体の段階に停まっていたような錯覚におちいりそうだが、少なくとも幕末期における割替は、甘蔗の作付強制という糖業政策のなかで明らかな如く、黍地の割当てを通じて水田にまで甘蔗が栽培されるようになり、共有的性格をもっていた水田の土地割替は黍地割当てのなかに埋没していったといえるのではなかろうか。そして、この土地割替とか、黍地割当てかいは南島雑話で述べられている高配当或いは高割とも同じことを指しているようである²⁰⁾。

これに比べ沖繩の地割制度は可成り事情を異にしていたようである。地割制度について「旧藩庁ニ於テ全ク干渉セザリシヨリ推スヘキハ藩民ノ耕地分配上ノ必

要ヨリ生セシ乎……」²¹⁾、とか、明治16年3月20日、沖繩県が出した文書に「管下土地割替ノ事タル旧藩以來都テ各間切ノ便宜ニ放任シ来ルモノニシテ百姓地ト唱フル一般普通ノ耕地は概ネ間切村吏並人民立会肥瘠広狭耕耘ノ難易運搬ノ便否等篤ト調査ノ上叶米(小作米ヲ云ウ)算出シ相当ノ年限ヲ定メ戸数或ハ人口ニ応ジ抽籤ヲ以テ占トシテ其方法数種アリ……廢藩後ニ至リテハ土地ニ対スル人心ノ變動ヲ来シ持地ノ多数ヲ欲スル者続々輩出セシトテ其希望ヲ満足セシメントセバ地積ニ不足ヲ生シテ遂ニ甲者ニ厚ク乙者ニ薄キノ不公平ヲ生スルハ止ム可ラサルコトタリ故ニ旧藩中ノ方法ヲ持続シ地割毎ニ各自貧富ノ程度又ハ人口ノ多少ニヨリ配当スルハ正当ナリト云ハサルヘカラス……」²²⁾。等々述べてられている。

沖繩での土地割替は百姓地について行なわれていたが、この百姓地というのは古来税地と定めて住民に耕作させていた²³⁾、という点において、奄美大島の割替対象地も本質的に同じであったろうけれども、沖繩での土地割替が上からの干渉なしに、村吏人民立合のうえ行なわれ、割替が貧富の差を矯正する役割を果たしていたこと、しかも、この制度は殆んど変ることなく明治期にまで続いたといえる。

奄美大島の場合も土地割替は自治的に行なわれていたとか、「依間切而者割合ニ付不宜聞得茂有之百姓共及困窮之由候間以來不同無之嚴重之割合致可段申渡置候……」²⁴⁾ というように貧富の差を上げないように土地の割替を公平に行なうように云っているのだから、幕末期以前に於いては沖繩と本質的に変わらないものであったといえよう。奄美の場合、幕末期に黍地の割当て、私有地の拡大、普通百姓の家人への大量転落、階級分解の著しい進行為みられたのであり、この段階にあって自治的な土地の割替が行なわれよう筈がないし、土地の割替自体が既に行なわれなくなってしまうとしたとしか考えられない。

かように沖繩と奄美大島とで異なった展開の仕方をなしたということの最大の要因は、さきにも述べたように沖繩では甘蔗の作付面積を低くおさえる政策がとられたのに対して、奄美大島の場合は、沖繩と似たような政策がとられながらも、沖繩よりはるかに栽培面積が上廻ったということにある。

沖繩での甘蔗の栽培面積は、作付制限令の下で、1,500町歩程度におさえられていたのに対して、奄美大島での栽培面積をみると、薩摩藩が甘蔗を作付すべき土地としてきめていた「定地」は5,276町歩であった²⁵⁾。この定地の面積が即ち、栽培面積ではなく幕末

期には「定地を可成り下廻る作付」であった²⁶⁾、といわれている。筆者は『奄美大島の糖業』で大雑把な推計ではあるが4,179.5町歩と算出し、4千町歩程度が当時の実際の栽培面積であったろうとした²⁷⁾。奄美大島の場合、「定地」いっばいに甘蔗が作付されると、沖繩の3.5倍の甘蔗面積となる。

奄美大島での換糖上納制、惣買入制等が、作付強制の下で、栽培面積の拡大をもたらした。沖繩と奄美大島とに共通的に存在していた糖業政策——作付制限——が奄美では消滅していったものと考えられる。ここに奄美での土地割替制度の崩壊と、沖繩の土地割替制度の明治期に及ぶ存続との原因を求めることができよう。そして、明治期にまでみられた沖繩での土地割替制度に砂糖が最大の貢租の地位を占めるに至る以前の奄美大島の土地割替の姿を見出すことができよう。

3. 豪農経営の発展と土地割替制度

土地割替について、鹿児島県史および鹿児島県農地改革史には、さきに述べたように「配当は島民の合議により自治的に行なうものといひ」とあるが、これを、そのまま鵜呑みにするわけにはいかない。

藩が本格的にこの砂糖を貢租の対象として取上げるまでは、即ち貢租の対象が米であった時代において、水田の共有的性格がなお残っていた時代は、この割替も自治的に行なうものという言葉が妥当したといえようし、また生産力の極めて低い段階では、この割替自体が農民の生存を保証するという一面をも持っていたであろうことは想像に難くない。

だが薩摩藩が、この地を支配するようになった当時、既に可成りの程度まで階級分化が進んでいたようである。

「道の島の支配層は王朝時代以来の官僚貴族と祭司権をもつ官僚的祝女ノロであった。彼らは下人（ヤンチュ）という奴隷を主要な労働力として、家父長制の大農経営をいとなむ土豪でもあった。そして一般農民は、古代的な強い身分制の下に、これら貴族に隷属し、下人への転落の危険にさらされていたと推定される。そこへ元和9年（1623）の置目条々で債務のために「御百姓ヲ人ノ内ノ者」にしてはならないという処置がなされた²⁸⁾、しかも「御百姓と、ここだけ特に百姓に「御」で勿体をつけているのは、百姓が土豪の私物ではなく、新領主の公民であることを強調したつもりであろう²⁹⁾、且つまた「利益を三割に押える高利制限が置目条々の一条になっているのもヤンチュ（下人）と関連して、農民の転落を防ぐ意図であら

う。」³⁰⁾ というようなことからみて、階級分化は高利などを挺として相当進行しつつあったといえよう。そしてまた藩は貢租を確実に収取し、しかも島の旧来の支配階級を弱体化させるために、土地割替制度を利用し、或いはまた高利の制限を出したものであろう。

高利制限令について「藩政期中を通じて何回も達せられているのを見れば、なかなか守られなかったようである³¹⁾」というが、恐らく藩は島民の直接支配を目標としたものであろうが、鹿児島から派遣された代官その他の極く少数の役人の力をもってしては到底その目的を達しえなかったのであろう。結局、島役人（島出身の有力者）を通じての、間接的な支配とならざるをえなかったようである。

島の有力者は砂糖その他の物品を献じながら島役人の地位をえ、蓄積された資力でもって耕地開発を行ない、それを私有地化し、或いは負債の形に耕地を一般農民から収奪し、更に人間まで負債の形に家人となし、かかる家人を使役した大規模な農業経営をも行なうに到ったのである。

大量に家人が析出されるようになったのは幕末期であり、金久好「奄美大島における家人の研究」によると（以下家人に関する記述の典拠はこの書よる）、その起源については、中世及近世初期の文献は島津氏の政策の犠牲となって焼却されているので、何時頃か明確でないが、独断にも近い仮説的私見として述べるならば、家人は上代に於ける隷属民の残存して来たもので、豪族が小人数宛かかる奴隷を所有して居たのに端を発するものだろうとしており、また、家人の記録で一番古いのは、坂口徳太郎「奄美大島史」に記載されているもので、享保11年12月5日、田畑佐文仁が田畑開拓の功によって郷士格に任ぜられた時の代官からの達示に「佐文仁、佐栄文致扶持置候下人下女抱之者用夫帳相除公役可差免候云々」とあり、この下人下女抱之者が家人にほかならないとしている。

そして享保年間になって他にも家人に関する記録が散見されるようで、此頃から相当広範囲に拡って居たものと推察される。

家人については、次のように述べられている。「明治初年まで人身売買によって生じた、奴隷的色彩の濃厚な特殊な奉行公人で……島民中貢租若クハ物品代糖等未進に至ルカ、或ハ負債消却シ能ハサルカノ事故アリテ其身ヲウラントスルモノハ五人組及村吏に情実ヲ告ケ在番所ニ開申シ許可ヲ得、十ケ年ヲ以テ之ヲ定ム。其価ハ身売人ノ行状ト強弱トニ因テ差違アリト雖モ男女共大抵砂糖千五百斤ヨリ二千斤ヲ通例トス

(千五百斤代米七石五斗，二千斤代米十石ナリ)。然シテ年限内モ身代糖ヲ償還スルトキハ出ルヲ得ベシ（嘉永六丑鹿兒島藩ヨリ命アリ今尚奉之）。此身代糖ト唱フルモノハ内地ノ身売人ト大ハ異ナリ。其故如何トナレバ身売人ハ都テ身代糖利子ノ為ニ使役セラルルモノニシテ身代糖千五百斤ハ一ケ年ノ利子四百五十斤（一年利三割ナリ米二石二斗五升），二千斤ハ六百斤（代米三石ナリ）。故ニ満期ニ至ルモ尚初メノ身代糖ヲ償フニ非レバ出ルヲ許サズ『喜界島に於いては「五ケ年ヲ一期ト為ス。其強壯ノ男女ハ身代糖二千斤ヨリ二千四五百斤，又ハ六百斤ヲ通例」とし，徳之島では「男女共身代糖三千斤ヨリ四五千斤ニ至ル。其年限ヲ五ケ年若クハ十ケ年」とし，沖永良部島では「男女共大略米九石十石を貸シ，十年ヲ一期ト定メ，一ケ年利息三割ニシテ此利子代リニ使役ス」。他の点は粗々大島と同様で従って此の慣習は奄美大島の殆んど全域に亘って行はれて居た』と述べ，更に時代の経過に伴って家人の性格が変っていったことについても次のように述べている。

「貢租重課の結果として，貢租の不足を来し借財する者多くなり，遂には豪農の内に身売するようになって，この古代から残存して居た家人と言ふ隷属形式が利用され，纏て身売人が多くなるにつれて家人たる隷属民は在来の隷属民と異なった新しい意義を持つようになったのではなからうか，「水田も排水出来る所は全て黍作とし，農民の常食たる甘藷も新地には栽培できず僅か黍作の出来ぬ山地とか，開墾地等に作られた。それで多くの百姓が重課に耐えず借糖借米を増加して遂には身売する者多く，むしろ喜んで身売して貢租の責を逃れんとする人すら多くなった」。このようにして大量に生じてきた家人の社会的な地位はどのようなものであったらうか。

「家人は勿論一般百姓からも幾分蔑視されて居たが，元来家人は百姓に対して身分的な関係ではなく，借財の有無という偶然的な経済的原因に依って生じたものなる故厳しい差別はなかった。併し封建的な偏見の強い大和浜地方では最近迄，家人を所有して居る豪家たる「由縁人」(昔から由縁のある旧家)と，普通百姓たる「身分人」と「家人」の三階層に分れて居て，家人及百姓は由縁人に路上で逢ふ時は土下座して挨拶を為したと言ふ，と述べているように島の支配層で島役人を出すような家柄の由縁人と一般百姓，家人の間には身分的な壁があったとしても，一般百姓と家人の間には幕末期において大量に家人に転落するに到ると，ほとんど身分的な差異は認め難くなっていた

といえよう。

「家人は村全体の総寄合等に出る資格はなかったが，主家の勢力と，多勢を頼んで一般百姓に対して横暴だった（実久村瀬相）」ということすらあったという。もちろんこの家人は「穢多，非人等の如く純粹に身分的で，一生それから脱しえない様なものではなく」とはいえども，一度家人に転落すると元に戻るといことは容易なことではなかった。それは，さきにもふれたように身代糖利子のために働らくようなものになっていたからで，後でふれるように幕末期には増々ふえこそすれ減らなかつたことから容易に肯づけるのである。

かかる事情から家人には「命知らずの者が多かった」といわれるように自暴自棄的な性格も持っていた。

幕末期における農業経営が，どうなっていたかを知るために，さらに同書で家人の規模をみてみると，次のようになっていた。

これは大島本島の南部の調査にもとづくものであるが，維新前後の大島における三大豪農は，現在の瀬戸内町諸鈍の林家，住用村市村の住家，大和村大和浜の太家であった。とくに林家のごときは他村の作場に置いてある家人を合せると300名以上にもなっていたといわれる。

続いて同書は現在の瀬戸内町諸鈍，薩川，伊子茂，浦，与路，大和村大和浜，住用村，名瀬市知名瀬等家人の所有状況，家人の対人口比等を調べ，だいたい多い所は三割から四割，少ない所で二割位は家人だったと述べている。家人を所有していた戸数は，諸鈍では80~90戸の総戸数のうち14~15戸，大和浜では85戸のうち8戸，与路では70戸のうち28戸，知名瀬では50戸位のうち15戸ぐらいであったといい，浦という部落のように全部が家人になったところもあった³²⁾。

これら家人を使った農業経営について，名瀬市誌に，現在の大和村国直の盛家の経営のことが述べられている。

豪農経営が形成されていった経過をみると，盛家の先祖，前武仁が文政9年(1826)から弘化3年(1846)に与人勤になるまでの間に島役職を段階的に昇進し，与人役になる前年に砂糖一万斤を献上しただけであったが，その子，前仁志は文久元年(1861)から慶応4年(1868)までの間に4回に亘り，合計二万九千斤を献上し，一躍，上級島役人になっておる。

砂糖を献上することにより，名字，郷土格を獲得するというのは18世紀後半から現われる事象であり，

郷士格を獲得することが上級の島役人になるための1つの条件になっていたのであろう（ただし前仁志は郷士格になっていない）。

島役でなければ富豪になれず、富豪でなければ上級島役になれないという事態が生まれてきていると指摘している。しかも単に砂糖の献上だけでなく、その他の物品を代官等に贈っている。この前仁志という人物は蓄積された財力でもって詰役と交際しているが、彼の公私留によれば、紬、芭蕉、蒔、真綿、焼酎、布海苔、豚、野菜、肴などが多量に代官、附役、蔵方目付役らに進物とされていた。

詰役と島役人（豪農）との関係が、このようなものであったとすれば、家人経営に対して鹿児島から派遣された詰役が介入する余地はきわめて少なかったであろうし、また、これら島役人が横目や与人役であったからして、一般農民に対しても直接の影響力を行使しえなかったであろう。

盛家の経営規模はいかほどのものであったかをみてみよう。

寅年、卯年、辰年（1854～1856）の生産高が、それぞれ149半挺、130半挺、136半挺となっており、一挺は約120斤であるから1年に1万数千斤を生産していたことになる。

当時の反当り生産高は、大和浜の和家、松岡家文書に320斤程度であったと記してあり、これから約5町歩前後の甘蔗を栽培していたと推定できる。そして作場は二方五村（東西四里）に散在しており、作場の代表者の名がみられるが、代表者の大多数はヤンチュの主取代表である³³⁾。

主家の一労働力となったヤンチュの砂糖の生産能力は、1人4挺といわれ、盛家には40人のヤンチュがいたといわれていたことからして百数十挺の生産が行なわれていたということになる。所有しているヤンチュの数によっておおよその経営規模を知ることができるのである。

明治維新前後における三大豪農の1人であった諸鈍の林家のごときは諸鈍村だけで80～100人、あるいは120人ともいわれる家人を所有していたといわれるから、村のなかだけに限っても10町歩から10数町歩の甘蔗を栽培していたことになる。もちろん、甘蔗の栽培面積。なわち総経営耕地面積乃至は所有耕地面積にはならないのであって、例えば前仁志の場合でも「諸作職等下知行届（砂糖ハ勿論唐芋作至極上出来無此上仕合之御事ニ御座候」とあるように、水田や当時一般農民やヤンチュの主食となっていた甘藷の作付地や、

その外に小作に出している耕地などもいれると、これら豪農の耕地の経営規模、所有規模等はこの甘蔗作付面積をかなり大きく上回っていたのである。

奄美大島では全域にわたって、かかる豪農経営が成立していたのであろうが、薩摩藩本土では門割制度、郷士制度の下で、一般百姓（門農民）の営む農業と郷士の営む農業とがあったが、両者ともに豪農経営への展開の契機を持ち合わせていなかった。

山田竜雄氏は「鹿児島藩の農業構造」で次のようにのべておられる。

門が御高格護一貢租、夫役負担の単位であることは不変であるということ、及び増加する士族人口を維持することは鹿児島藩封建制の絶対条件であるという基本原則が強く貫徹されたところに豪農経営への発展の道がとざされたときれる。だが、上級郷士の営む農業のなかに①、下人、年季奉公人（下男、下女）を自家に召抱えて自営する。②、下人を開墾地に住ませて労働小作の方法で経営する。③、下人（小作人）を開墾地において刈分小作させる。④、普通の小作関係、等々が生れてきた。これは門農民のある一定程度の分解を物語るものであろう。とくに門の埒外に析出された二、三男が上述のような形で郷士経営の発展と結びつくようになったということは門割制度のなかでの農業の発展が増々困難になってきつつあったということであろう。

一方、富裕化する郷土群の場合でも商品生産的に伸びていくのはきわめて稀で、消費生活の向上や一族の繁栄や、もしくは軍役の負担によりやうく耐える程度のものであり、封建制の枠のなかでの発展にすぎなかった。かれらの農業経営といえども鹿児島城外の一部の蔬菜栽培や煙草、菜種等の特殊商品作物の栽培の外は、ほとんど自然経営の域を脱けていなかったのである³⁴⁾。

このような違いが本土と奄美大島の間ではみられたのであるが、このことは直接的にはとられた政策の相違に帰せられたのであろうが、より根が深く、恐らく基本的には奄美大島が薩摩藩の支配下におかれるようになった時期の社会制度、農業上の諸制度の相違にまで遡る性質のものであろう。

奄美大島について考えると、藩は旧来の支配層を通じての間接的な支配から大きく脱けだしていったとは考えられず、家人制度でも、従前から存在していたもので、これが拡大に対しては、しばしば禁令を出しながらも徹底しなかったという事情がある。

砂糖の定式買入³⁵⁾から惣買入へと甘蔗の強制耕作

の度合が強められていくなかで、むしろ旧来のものを変えるものではなく、これを利用しようというのが主流をなすようになったのであろう。そうであればこそ、家人もふえこそすれ減ることはなく、豪農経営は規模を拡大し、藩政末期から明治の中頃にかけて奄美大島の農業における一大特色を形成するにいたったのである。

この期における奄美大島の農業経営は二大別できよう。1つは一般農民による小経営、いま1つは多くの家人を使ったかなり大きな豪農経営である。もちろん、二大別はできても、それぞれのなかが一色に塗りつぶせるものではなかったろう。小作経営のなかでも自作農的なものから身売寸前の農民までの間には、豪農から様々の程度で小作する者もあったろうし、また、「下人分ノ者」といわれるような、家人と同様の身分のなかでも「砂糖何挺、唐芋何百斤」というのを請負わされて耕作しているような、普通の家人よりも比較的自由な人々もいたのである³⁶⁾。

いま、こういう内部の様々な変異は問はないとして、どちらが当時の農業の方向づけに際し、大きな、主導的な力を持っていたであろうか。

当時、家人を使った豪農経営と普通の農民による小経営との間には目に見えるような生産力格差はなかったであろう。豪農経営は規模は大きいといっても、自由を失った奴隸的な家人は、普通農民にくらべると厳しい監視下におかれていたであろうし、こういう家人使役の豪農経営は生産力発展の展望を著しく欠いていたし、労働手段において小経営と豪農経営との間に差異があったわけでもない。わずかに水力製糖場が共同経営でなく家人主の所有の場合は畜力製糖に比して生産力格差があったことは確かである。

だが、これら豪農経営と小経営との間に生産力格差はなかったとしても、豪農経営主は島役人としての一面をも兼ねており、普通農民に対して権力を行使できる立場にあったし、富力にもいわせ、貧窮の小農民の貢糖を代納するというような関係のなかで土地を自分の手に集積していくことにより成立してきたのであり、この豪農経営が島役人としての背景にあったのであるから、豪農経営の利害得失如何が政策を動かす動機となったことは想像に難くない。そこには豪農経営が普通農民の小経営を規制する関係が常に存在していたといえよう。

農業の生産構造のなかに、かかる二つの生産関係が見られ、そして、一方が他方を収奪し、規制するという関係にあるとき、果して冒頭に引用した土地割替制

度の「土地の配分は島民の合議により自治的に行なうものであった」というようなことが妥当するであろうか、そもそも土地の割替は水田を対象になされていたといわれるが、これは租米の収取が目的であったのだから、初めから自治的という側面のみ強調するのは、土台無理なことである。ましてや、換糖上納制にしても租米を租糖にかえ、しまいには黍地を割当て、惣買入制にして専売制の下で農民の自由な活動の余地を圧殺し、高利を挺にして島役人の豪農経営が発展してくる、奴隸的な家人が大量に生れてくるというなかでは、自治的なものは消滅していったといえよう。

租糖、ないし買入糖について、大まかな目安をきめていたのは藩の重役や代官等であったろうけれども、それを、どのようにして確実に収取するかは、その具体的なやり方は島役人を中心とした一部の人手に委ねていたのが真相であろう。

結論的にいえば、古代的な割替制度は、黍作強制、水田への黍作強制、土地割替の黍地割当への変質、これと並行的に進んだ私有地の拡大、家人の統出、豪農経営の発展のなかで、崩壊していたものであろう。

4. 豪農経営の衰退と「地主制」の展開

奄美大島の「寄生地主制形成」の主要な契機は家人制度の廃止による豪農経営の崩壊であった。だが、ここでは豪農経営がいかなる経過を辿って崩壊していったかを明らかにしていくことが困難なので、豪農経営と表裏の関係にあって、この経営を支えていた家人制度がどうなっていたかをみていくことによって豪農経営の崩壊を間接的ながら裏付け、そして、さらに豪農経営の寄生地主への変質、これが展開をみていくことにする。

「明治5年のヤンチュ解放令で、なかにはヤンチュに土地をつけて解放する「主家」もいたが、ほとんど、その土地も「主家」の所有地となり、寄生地主が生まれ……」³⁷⁾といわれているが、その内容について、もっと具体的にみていきたい(5年は人身売買禁止令、ヤンチュ解放令は4年)。

家人の解放について、「明治四年時の御在番(代官改称)石原二郎の時「膝素立下人下女三十歳目ニハ身代糖千五百斤ニテ暇為取、且手ニ余り地面ハ割渡等之仰渡有之、未夏六百人余身受イタシ候」とある……此達示で終生解放不可能の運命に在った膝素立も、三十歳に達すると身代糖千五百斤にて身請出来るようになり、自ら貯へあり、又親類にも余裕あり乍ら身請出来なかつた膝素立が六百人余も身請したのであるが、ま

だ、大部分は残って居たのであろう。次いで翌五年家人の解放、人身売買禁止の命あり奴婢雇役の制を定め年季を一年に限らしめた。……此達示のあった時、主家達は自分の財を失うことを恐れて出来るだけ長く一般家人に知らせないように代官に嘆願したのだと言ふ。……然れ共大島に於いては明治八年頃に至る迄、身代糖千五百斤を出し得ざる者は旧来の如く膝と称して尚牛馬の如く主人より取扱われ、売買も亦主人の自由権内にあり、之等膝の人権無視せらるること甚しきものありき³⁸⁾と。

家人制度廃止の運動は、解放令が出されるまで、自主的、内発的なものとしては存在しえなかったことは確かであろうが、明治初期の中央政府による諸制度変革、例えば明治4年の一般農民の米販売の許可、同5年の土地売買の禁を解く³⁹⁾、とか、奄美大島では明治5年に三島砂糖の専売を廃し、大島商社設立、業務を専管せしめる。同6年、大蔵省黒糖自由売買許可、県は大島商社に明治11年までを第一期とし取引き一切の権限を同社が引き継ぐ契約を与人と結ぶ⁴⁰⁾……等の諸措置と一連のつながりのあるものとして家人解放令もできたものであり、それは或る一定程度の民主化の高まりのなかでとられた諸措置という面をもち、奄美大島での下からの家人解放運動も、こういう刺激を契機として展開していったといえよう。

こういう自由を求める運動において「勝手世ねがい」の陳情団について、名瀬と田舎とはだいぶ受けとり方が違っていたようである、大島大支庁の膝下で役人勢力の強い名瀬では勝手ビキ——人民ビキは役人になれない不平組の運動と見なす向きも多く、陳情団上県の時も別に盛大な見送りもなく、役人ビキの目をさけての出発であったという。……これと逆に田舎では、一種の世直し的情熱をもって「勝手世（かってゆ）」が待望されており、それは方役所の下級島役人たちをもまきこんだ空気になっていたようである。なによりも「勝手世」という言葉自体が当時の島の人たちのいじらしい願望を語っている。陳情書や通達では勝手交易とか勝手売買と書かれ、名瀬ではもっとくだけて勝手商売とよばれた運動が、田舎では「勝手世」という世直し的表现に昇華されているのだ。そしてこの勝手世ねがいというコトバには、解放令は出てもまだ大部分拘束の下にあったヤンチュ（奴隸）たちの解放願望も託されていたようである。「勝手世ねがい」のシューたちは、砂糖の勝手世だけでなくヤンチュ解放のおねがいをも目的にしてヤマトに上られたのだという伝承が残っている地方がいくつかある⁴¹⁾。

「明治12年、この頃、伊地知清左衛門来島し、家人解放運動を展開、主人対下人の争い激化し、県から巡查十数人来島、下人2～3人を切る。伊地知は後に投獄される⁴²⁾と。こういう動きのなかで家人を使った豪農経営が大きな影響をうけないはずはない。これを機にかかる経営は漸次衰退していったといえる。

即ち「シウタ経済は旧藩の島役人としての特権身分とヤンチュ（奴隸）を使役する中世的な豪農経営者としての立場の二本の脚によって存立していた。ところで藩による専売の制度がなくなってしまったのでシウタに与えられていた統制官僚としての地位や特権は失われていた……大支庁、村役場に地位を得た少数の連中のほかは、またもう一つの基盤である奴隸主的豪農経営も、ヤンチュ解放令と下からつきあげる解放運動にゆすぶられて、この明治8年あたりから急速にヤンチュ経営は困難になりつつあり、やがて不可能になることは目に見えていたのである。この地盤崩壊の不安からの脱出口として勝手商売がシュータたちの期待を買っていた面は注目すべきであろう⁴³⁾。

ところで家人を使役する豪農経営が、家人解放運動等のなかで極めて不安定なものになってきたとはいえ、後でも述べるように、この豪農経営はなかなか根強く存続したといわれる。大正年間まで、徳之島の如きは昭和にはいつてからもなお、みられたという。かなり後期まで残った理由としては次のような事情があったようである。

「家人の中で普通の能力を欠き独立出来ない者は願って主家に居残り、現在も家族の一員の如くなっている」「与路島は小島なるが故に割合遅く迄残存し…」というような、全く独立の意志さえ喪失してしまっているとか、外部との接触がまれであったところに、家人がおそくまで現存していた例をあげている。

大多数の家人は次のような形で主家を離れて独立していった。

「或者は身代を出し、或者は身代は出さずして主家を出で、各独立して生計を営むに至りたり」と。そして、この独立していった者のなかには主家の小作人になったのが可成りいたであろう。「林家の浦の家人は其の儘小作人となり其小作料の事の外監督一切を「主取」みたいな人に任せ、主人は年一回宛其処に行って酒、素麺や、また山羊を殺して御馳走する例で、この例は最近其土地売却の年迄続いていた。」「与路島は……養恩料を出し得ない者は三十歳を年季としての奉公人契約に改めたが……真面目に奉公を終って独立した者は小作人となり、家族の如く出入して主家の手伝

いをし、正月、盆等其他冠婚葬祭の時は常に家族の如く働いて居たが、最近になって子供の時代となり段々遠去かるようになったという⁴⁴⁾。

「本村に於ける小作地の大部分はやはり此地の大地主の所有なるが……往時維新前に於ては現今の小作人たる人は皆資産家大地主の雇人（家人を意味すると思う……筆者）なり…昔の雇人は大地主より独立し、小作人となり、耕地を経営するに至れり⁴⁵⁾。

これからみて、家人から小作人へという例が可成り多かったのではないかと思う。勿論、なかには「身代を弁済して其儘主家より全然独立していった者」「身代弁済不可能にて其儘解放されし者、逃亡せし者、及年期奉公契約をなして途中逃亡せし者⁴⁶⁾」があったのである。

またなかには次のような例もみられる。

「明治四年に至って政府より膝素立の解放令が下り、同五年には人身売買禁止令が下ったけれども、砂糖千六百斤の身代を弁償することが出来ずして以前のまま使役されていたが、明治三十一年三井石炭事業工夫請負業南彦七郎氏の入夫募集に際し、東元良翁の引卒せし時と、同三十二年川南行実翁の引卒せし時の前後三回に渡り長崎県三池郡三川町字川尻（著者注、長崎県南高来郡口之津村から福岡県三池郡三川町川尻へ転出したための誤記で口之津のこと）に第二の与論村植民地移住に募集があったので全島のンダ⁴⁷⁾は全部残らず之に応じて、主人には身代の幾分を償却して出発し、遂にンダの種族は全く消え去ったのである。……明治32年240名、33年100名、34年400名が移住している……その後もくりかえし募集は行なわれ、最も多い頃、口之津には家族も含めて1,226名（同書60ページには沖永良部、徳之島を含めた人数としてある）の与論島民がいた。当時の島の人口が約5,600人程度と推測されるので、その五分の一以上が移住したわけである。この集団移住当時、沖永良島からも沖利経氏を団長として164名が移っているが、集団的には定住せず分散している⁴⁸⁾。

「与論島民とともに集団移住した沖永良部島や徳之島の島民は、口之津の荷役仕事が苛酷である上に土着入夫との賃金差があることなどで口之津に住みつかず、それぞれ分散して行ったが、与論からの移住組はその共同体的結集を持続した⁴⁹⁾。

移住のことを家人制度や地主制と関連づけて考えてみたい。

島民が、ひとり与論島のみならず、他の島からも島外に移住するようになる。しかも島外に出たのは、与

論島の場合は最下層の家人階級の人達であった。「ンダばかりを連れていった、ともいわれている⁵⁰⁾。しかも移住先での労働は「牛を使うように、とても激しく使いました⁵¹⁾」というように過酷な奴隷的労働であったといわれる。当時の労働市場の性格からして、他島から出ていった人々の場合も、与論島と大同小異のケースが多かったであろう。そして島を出ていった人々の多くは家人階級の人々であったのではなかろうか。

最下層の家人階級の人達が島外に転出していくようになる、それまで続いていた豪農経営も、より一層経営が困難になってくる。恐らく豪農経営の崩壊はこの期に決定的な段階を迎えるにいたったものであろう。それと同時に、家人と段階的に最も親近関係にあった小作農民——多くは前歴が家人——をも島外移住のなかにまき込んだであろう。だが小作人階級は明治中期頃までは家人経営が一般的であった⁵²⁾、といわれていることからして、いまみたとような与論島やその他の諸島から本土への移住が行なわれた当時は家人から解放されて小作人となった人々の数はそんなに多くなかったのではないか。

第2表自小作並びに小作の推移で、明治37年の小作人の割合は僅か2.8%に過ぎなかった。また自作兼小作人の割合も4.9%であった。更に第1表小作地率の推移（大島郡）をみても明治の末頃になって小作地化が進んでいる。これからみて、明治30年代にはいっても家人の解放、小作人化の方向がそれ程大きなものではなかった、といえそうだ。

だが、これを各村別にみると、なかには小作化が郡全体よりも進んでいたところもある。第5表小作人（戸数）の割合、これは明治41年以降のものであるが、同年に於ける名瀬村9.0%、東方村12.2%、龍郷村8.3%、焼内村7.9%等がある。この表からだけで断定はできないが、こういう村々では或いは30年代から他地域よりは小作化が進んでいたのかもしれない。

家人から解放されて小作人となっていた人々が島外へ移住したか、それとも島外移住の時点まで家人であったかは問わないとして、与論島を中心とした島外移住は自然災害、飢饉等に端を発しているとはいえ、日本資本主義の発展にともなう労働市場の形成が、それを可能ならしめたものであり、当時、前近代的、奴隷的労働を強要した、我が国資本主義にとって、それまで島内で奴隷的境遇の下にあり、人権意識を著しく欠如した家人達は恰好の労働力供給源であったわけである。一方こういう階級が大量に島外に転出していける

第 1 表 小作地率の推移 (大島郡)

(単位 %)

明治26年	27	28	29	30	31	32	33	35	36
1.9	2.0	2.1	1.9	1.7	1.9	3.2	4.6	3.2	3.7
明治37年	38	39	40	41	42	43	44	大正1年	2
4.3	4.5	5.1	5.1	5.0	7.1	7.9	11.0	9.6	9.9
大正3年	4	8	9	10	11	13	14	昭和1年	2
10.6	11.2	12.9	13.6	13.0	13.0	14.3	14.5	14.4	14.7
3	5	6	7	9	11	12	13	14	
14.5	16.7	16.8	17.1	28.2	24.3	21.4	21.9	22.8	

注：鹿児島県統計書より作成。十島村も含む。

第 2 表 小作地率の推移 (各島別)

(単位 %)

	明治41年	明治44年	大正3年	大正6年	大正9年	大正14年	昭和4年	昭和11年	昭和13年	昭和22年	昭和33年
大島	13.5	12.0	13.3	16.6	18.2	20.9	21.9	23.2	22.9	19.0	6.5
喜界島	0.2	2.1	3.7	1.6	1.7	1.8	10.7	11.6	12.3	8.8	3.4
徳之島	8.2	20.6	18.7	18.9	23.3	20.4	28.5	27.9	28.6	15.8	3.3
沖永良部島	5.1	0.8	0.8	0.9	3.5	6.4	6.8	6.4	9.0	6.8	0.6
与論島	0	0	0.1	0.1	0.5	0.7	1.9	0	0	5.4	0.6
平均	6.9	10.3	10.6	11.6	13.8	14.6	18.3	18.6	19.3	13.2	3.6

注：明治41, 44, 大正3, 6, 9の各年は鹿児島県大島郡統計書, 大正14, 昭和4, 11, 14の各年は鹿児島県大島郡勢要覧, 昭和22年は1951年刊行奄美群島要覧, 昭和33年は奄美大島の概況から作成。

機会が訪れたということは、それまでの豪農経営の存立の基盤を根底からゆさぶるとともに、地主的土地所有の展開に道を開くという、大島農業の面期をもたらしたものといえよう。

この豪農経営は本土各地における豪農経営とは性格を異にしているとはいえ、豪農経営の崩壊が日本資本主義の発展、労働市場の拡大と軌を一にし、地主的土地所有をつくりだしていったという点においてアナロジーを見ることができる。

この地主的土地所有の展開を小作地、小作戸数の動きのなかでみると。

まず小作地率は(第1表小作地率の推移、大島郡)明治26年には僅か1.9%に過ぎなかったが、明治40年前後に5%を越し、大正の初期には10%を越えている。そして昭和初期に10%、昭和9年には28.2%に達した。

これを各島別にみると(第2表小作地率の推移・各島別)、同じく大島郡に属しながら大きな差異のあることがわかる。大島、徳之島は他の諸島に比べて早くから小作化が進行している。大島では明治末に早くも

小作地率は10%を越え、大正末期には20%台に達している。徳之島では明治44年20.6%、昭和4年に28.5%となっており、奄美諸島のなかでは最も小作地率が高まっている。これと対象的に与論島では明治41年0%、明治4年1.9%、昭和11年0%というように小作地化は進展しなかった。

更に小作を人数ないし戸数の面からみると(第3表自小作並びに小作)奄美大島全体として、自小作人数ないし戸数は明治37年4.9%に過ぎなかったが、大正1年には21.5%と急に高まり、その後一進一退を続け、昭和11年には23.9%になった。

小作は明治37年に2.8%であったが、大正1年には5.6%、昭和6年には11.1%になった。自小作戸数(人数)と小作戸数(人数)とを合わせてみると明治37年に7.7%であったのが、大正1年には27.2%、その後一進一退を続けながら昭和11年には33.8%に達した。このように小作している農家は明治末期から昭和10年前後まで増加してきている。

自小作及び小作戸数を明治末から大正期について各村毎に示したのが、第4, 5, 6の各表である。

自小作戸数の多かった村を年次別にみると明治43年において、既に鎮西村32.4%、住用村38.5%のように可成り高い割合を示している村がある。大正2年には焼内村27.5%、鎮西村30.9%、住用村30.8%、

龍郷村27.4%、大正6年には名瀬村30.5%、西方村45.7%、鎮西村35.4%、住用村29.0%、天城村30.2%、大正9年には大和村42.6%、宇検村27.0%、西方村36.7%、東方村30.8%、住用村32.8%、喜界村34.5%、天城村32.2%、大正14年には西方村27.9%、東方村33.7%、早町51.4%、天城村27.8%というように、さきにもみた大島全体の平均とは違って、村によっては、かなり自小作率が高くなっているのである。

同様に小作戸数をみると、明治43年には住用村29.2%、大正2年には同じく住用村35.5%、大正6年には実久村29.2%、住用村36.9%、大正9年には住用村33.0%、大正14年には名瀬村56.7%、西方村27.5%、住用村28.2%等々と、自小作のばあいと同様に郡平均の小作率を可成り大きく上回った地域があった。

自小作と小作を合わせた戸数が50%を越している村は、明治43年に住用村67.7%、大正2年、住用村65.9%、大正6年、西方村67.9%、住用村65.9%、大正9年、宇検村50.1%、西方村53.9%、住用村65.3%、大正14年、名瀬村66.0%、西方村55.4%、東方村52.0%、住用村51.1%、早町村54.1%となっている。

こういう村々は郡平均を大きく上回っており、特に住用村の如きは一貫して50%台を維持している。また自小作プラス小作の戸数が50%台を上回る村が漸次ふえてきているのである。小作する農家が漸次ふえ

第3表 自小作並びに小作 (単位:%)

	自作兼小作	小 作	計
明治37年	4.9	2.8	7.7
38	5.8	2.9	8.7
39	6.0	3.3	9.3
40	6.0	3.3	9.3
41	6.9	3.7	10.6
42	9.6	5.2	14.8
43	15.5	5.1	20.6
44	16.1	6.2	22.3
大正1年	21.5	5.7	27.2
2	14.1	5.6	19.7
3	14.1	5.4	19.5
4	13.7	5.5	19.2
8	16.8	5.9	22.7
9	17.0	5.9	22.9
10	16.5	6.2	22.7
11	16.7	7.1	23.8
13	15.5	9.1	24.6
14	15.5	9.4	24.9
昭和1年	16.7	8.7	25.4
2	16.7	8.7	25.4
3	16.8	9.1	25.9
5	20.2	11.1	31.3
6	18.6	11.2	29.8
7	22.1	10.5	32.7
9	22.2	10.1	32.3
11	23.9	9.9	33.8
12	24.1	9.7	33.8
13	19.6	10.3	29.9
14	19.7	11.0	30.7

注：鹿児島県統計書より作成。十島村を含む。但し、昭和3年までは人数、5年以降は戸数。

第4表 自作兼小作戸数

(単位:%)

		明治43年	大正2年	大正6年	大正9年	大正14年
大 島	名瀬村	14.6	14.6	30.5	14.0	9.3
〃	三方村					21.8
〃	大和村	13.8	6.5	20.6	42.6	23.7
〃	焼内村	12.1	27.5	宇検村24.7	27.0	2.0
加計呂麻島	鎮西村	32.4	30.9	西方村45.7	36.7	27.9
				実久村12.3	12.6	7.2
大 島	東方村	17.7	23.1	鎮西村35.4	17.4	18.5
〃	住用村	38.5	30.8	23.3	30.8	33.7
〃	龍郷村	19.5	27.4	29.0	32.3	22.9
〃	笠利村	2.1	7.4	19.5	19.7	20.1
喜 界 島	喜界村	2.1	10.0	10.7	7.6	10.1
				14.0	喜界村34.5	18.6
徳 之 島	亀津村	4.1	12.2	9.4	9.4	9.8
〃	天城村	19.6	21.2	東天城村4.3	4.5	22.3
				天城村30.2	32.2	27.8
〃	尻村	14.2	5.0	40.0	19.6	伊仙村22.2
沖永良部島	和泊村	0.5	1.3	1.0	2.7	3.1
〃	知名村	0	0.6	0.6	5.0	7.3
与 論 島	与論村	0	0	2.0	1.7	11.5
	(大島郡)	11.9	14.2	18.7	17.4	17.8
	(十島村含まず)					

注：明治43年、大正2、6、9の各年は鹿児島県大島郡統計書、大正14年は鹿児島県大島郡勢要覧から作成

第 5 表 小作人 (戸数) の割合

(単位: %)

	明治 41 年 (人員)	明治 42 年 (人員)	明治 43 年 (戸数)	大正 2 年 (戸数)	大正 6 年 (戸数)	大正 9 年 (戸数)	大正 14 年 (戸数)
名瀬村	9.0	9.0	8.4	10.0	13.3	11.9	56.7
三大方村	2.0	7.5	7.1	24.8	5.3	0	20.4
焼内村	7.9	7.4	14.4	6.0	13.3	13.4	6.9
鎮西村	2.2	1.9	7.5	7.2	22.2	17.2	1.5
東方村	12.2	15.1	21.9	20.2	29.2	18.2	27.5
住方村	2.8	42.9	29.2	35.5	9.8	2.5	2.4
龍郷村	8.3	8.3	7.6	7.2	19.6	17.1	13.3
笠利村	1.5	1.1	1.0	1.8	36.9	33.0	18.3
喜界村	0.4	0	0	0.3	7.0	6.3	28.2
喜界町					0.6	1.5	10.0
喜界村					2.2	2.6	20.0
早町						1.3	2.1
早町					5.6	5.1	2.5
東天城村	0.5	0.7	2.4	1.7	23.4	23.5	8.6
天城村	2.4	4.4	12.1	12.4	11.2	10.8	12.7
伊仙村					8.4	13.6	12.4
尻泊村	4.0	3.9	8.7	4.5	0.8	1.5	2.1
和名村	0	0.07	0.2	1.7	0.3	0.8	2.8
知論村	0	0	0	0	0.5	0	3.6
与論島	0	0	0	0.1	0.5	0	3.6
(十島村含まず)			7.0	7.0	9.5	8.9	9.4

注: 明治43年, 大正2年, 6, 9の各年は大島郡統計書, 14年は大島郡勢要覧から作成。

第 6 表 自小作及び小作戸数

(単位: %)

	明治 43 年	大正 2 年	大正 6 年	大正 9 年	大正 14 年
名瀬村	23	24.6	43.8	25.9	66.0
三大方村	20.9	31.3	25.9	42.6	42.2
焼内村	26.5	33.5	38.0	50.1	30.6
鎮西村	39.9	38.1	67.9	53.9	3.5
東方村	39.6	43.3	41.5	30.8	55.4
住方村	67.7	66.3	45.2	20.0	9.6
龍郷村	27.1	34.6	42.9	47.9	31.8
笠利村	3.1	9.2	65.9	65.3	52.0
喜界村	2.1	10.3	26.5	26.0	51.1
喜界町			11.3	9.1	30.1
喜界村			16.2	37.1	20.7
早町				23.1	54.1
早町				14.5	12.3
東天城村	6.5	13.9	15.0	28.0	30.9
天城村	31.7	33.6	27.7	43.0	40.5
伊仙村			41.4	33.2	34.6
尻泊村	22.9	9.5	48.4	4.2	5.2
和名村	0.7	3.0	1.8	5.8	10.1
知論村	0	0.6	0.9	1.7	15.1
与論島	0	0.1	2.5		
計	18.9	21.2	28.2	26.3	27.2

注: 明治43, 大正2, 6, 9の各年は鹿児島県大島郡統計書, 大正14年は鹿児島県大島郡勢要覧から作成。

てきているのは地主小作関係が展開していることを示すものであると同時に、この展開が各村毎に様相をかなり異にしていることは、恐らく家人制度・豪農制度の崩壊が時期的にも画一的なものでなく、また崩壊のあとに続くものとして地主小作関係の発展のみが必然的なものとしてあったのではなく、自作化の動きも同時にあったことを意味しているものであろう。

さきにみた小作地率の場合は地主的土地所有は認めがたい程低い水準にあった地域でも地主小作関係は明らかに発展の方向を辿っている。大正14年に小作地率1.8%の喜界島、6.4%の沖永良部島、0.7%の与論島は、自小作プラス小作戸数では、喜界島の二村でそれぞれ37.1%、23.1%、沖永良部島の二村で5.2%、10.1%、また与論島では15.1%となっており、

地主小作関係の発展が進行しつつあったといえる。

かかる地主小作関係の発展は、ただ単に労働市場の拡大、債務奴隷としての家人を使った豪農経営の崩壊という、それだけに尽きるものではなく、商品生産農業の低い段階での支配的な資本形態としての高利貸資本が地主的土地所有形成の強力なテコとしての役割を果たしていた。このことに関して当時の状況を報告したものに次のようなものがある。

「本村に於ける個人貸借は本村の金融機関に代り其の任に当るとも云ふ可く、而して此の任に当る債権者は多く本村の資産家にして、此将来は実に憂う可きものと思われる。貸借期間は凡そ六ヶ月位なるも各人に依り少し異なる様なり、其の利率は年二割五分～三割にして、砂糖収穫期に於て1ケ年分の利息を徴するを例とすれども、砂糖収穫少なき者に於ては他方面より得る収入として僅少なるを以て利子の返済も能わず、年々かかる高率にて増加し、如何に活動するも、彼等高利貸に搾られ、終生浮瀬なしと悲観し居るもの所以無きに非ず。而して彼等の抵当物は土地家屋にして右の如く年々金額増加し、遂に身に应ぜざる額となり、土地は彼等資産家に取上げられる状態なり」⁵³⁾。というように高利貸資本が土地集中を進行させ、寄生地主制の形成に大きな役割を果たしたのである。

こういう高利の金融業はその後も依然として生きながらえ、地主的土地所有を再生産していくのに預って力があった。このことは復帰直前の次のような調査からもあきらかである。

「大島では統計的にみても地主層というのは割合に少ない。しかしある島へいくと、かなり大きな地主が存在する。彼等の大部分は戦前からの地主ではあったが、戦後から復帰前までにかなり大部の土地を集積したといわれる。……地主は単なる地主ではなく、高利貸稼業を一般に行なっている。……利子は月一割前後が普通である。借受人が小作人である場合には黒糖の先物を担保にし、自作人の場合は土地や黒糖が担保物件になった。戦後の経済不安定期には借受人も多かったし、返済不可能に陥ることも多かった。地主は小作料としての黒糖や担保物件としての黒糖、はた又月一割の高利によって莫大な利益を収めることができた。その上、返済不可能者の土地はおもしろいほど手元に転り込んだのである」⁵⁴⁾と。この二つの調査報告の間には二十数年の歳月の隔りがあるにもかかわらず、何と似通っていることか。高額の現物小作料収取者としての性格とを兼ねそなえたものとしての地主、これこそが寄生地主としての性格の主要な契機をなし

ていたのである。さらに「擬制的共同製糖場の場主にもなりえた」⁵⁵⁾といわれるように経営者として雇用労働を使用する資本家でもあったし、さらにまた、しばしば商人でもあった⁵⁶⁾、というのが地主の実態であったし、この商人という側面は寄生地主制形成の要因でもあった。

5. 地 主

奄美大島の地主についての資料はとぼしい。四本健光氏は昭和29年大島学術調査報告のなかで、社会構造では概略ではあるが、大地主の存在する徳之島と他の諸島とに二大別できるのではなからうかと指摘している。だが具体的な内容については何ら明らかにされていない。ただ50町歩以上という地主は徳之島以外には存在していなかったため、その限りでは四本氏の指摘が妥当する。

まず50町歩以上の大地主のいた徳之島からみてきたい。

明治期においてかなり大きな地主であったのではないかと考えられる者は恐らく次のような人達であろう。

すなわち「本島内ニテ明治二十七年前ニ於テ、金万円以上、米千石以上ヲ貯蓄シ、富豪ト称スルモノハ、東間切花徳村林為清、面縄間切阿権村平福世喜ニシテ、其次ニ資産家ト称セラルルモノハ、東間切亀津村柳頂祐、西目間切西阿木名村芝田文照、同間切松原村稻村武信、面縄間切糸木名村糸米健、阿権村平福鼎、同間切阿三村寿徳広、東間切花徳村葦資寿、母間村志藤世喜ニシテ、何レモ民間ニ金穀ヲ貸出シ相応ノ蓄積ヲ有スルモノナリ」⁵⁷⁾とあり、土地の所有状況がどうなっていたかは不明で高利貸の性格の面について述べられている。だがさきにも述べたようなことからして高利を挺として土地集中が行なわれていたであろう。

小野武夫著「旧鹿児島藩ノ門割制度」所収の鹿児島県下の50町歩以上の土地所有者のなかに大島郡では徳之島の島尻村、現在の伊仙町の3名が名前はふせたまま記されている。この書では「最近某省ニ於テ調査シタル鹿児島全県下五十町歩以上ノ土地所有者……」としてあるが、同書の印刷された大正11年12月という時期からみて日本農業発達史上巻所収の「大正九年五月、五十町歩以上ノ大地主ノ状況ニ関シ各地方庁ニ照会シタル回答中其ノ要旨ヲ摘録シタルモノナリ」という農商務省農務局「大正十年三月、小作参考資料、五十町歩以上ノ大地主ニ関スル調査」のことであろう。

大正十一年に大島々庁編「大地主経営調」を公表して

いるが、これも同一の調査であろうか。

日本農業発達史七巻所収のものは県別に集計されているので、各町村毎の状況はわからないが「旧鹿児島藩、門割制度」所収のものによると前記のように町村毎に状況がわかる。このなかでは三人の名前はふせてあるが、前述の富豪のうち面縄間切阿権村平福世喜、同じく平福鼎、糸木名村糸米健のことを指しているようである、家人による豪農経営との関連は不明だが明治20年代頃から高利貸の性格をもった富豪のなかから五十町歩以上という大地主が形成されてきているようである。

この三人の地主の状況は次のとおりである。

	職業	住所	土地所有面積	小作人数
エ……氏	農業	大島郡島尻村	286町	716人
テ……氏	同	同	76	181
ア……氏	同	同	62	155

大正11年の大島々庁編「大地主経営調」のコピーが県立図書館奄美分館にあるが、きわめて不鮮明で判読し難い。同書の原本に基づいた記述と思われるものがあるが、それによると、(大正11年(1922年)2月の政府の調査によると徳之島では3名の地主が424町の農地を所有している。この3名の地主は全島を他人の土地をふまないで一周できると豪語していたという。こういう地主は他の島ではみられないで、地主といっても2~3町歩所有で家族労働で自分も耕作する中小地主であったようである)⁵⁸⁾と述べられている。この3名の土地所有面積が424町というのは前掲の「旧鹿児島藩ノ門割制度」所収の面積と一致しており、大正11年の大島々庁編「大地主経営調」は農商務省農務局「大正十年三月、五十町歩以上ノ大地主ニ関スル調査」の奄美版であったことがわかる。

ところが、大正九年調査の基礎資料の全部が、大正十二年九月の震災によって焼失したため、改めて、大正十三年四月二十三日附、一三農局第四四六号をもって、農務局長(長満欽司)名で各地方長官あてに照会・調査した「地主調査ニ関スル件」を整理・総括したものが、第二に掲げる「五十町歩以上ノ耕作ヲ所有スル大地主ニ関スル調査」(大正13年11月刊)である⁵⁹⁾として大島郡では次の1名が掲載されている。

大正9年の調査と13年の調査をくらべてみると、50町歩以上地主は3名から1名にへり、また大正9年調査では286町を所有していたエ…氏が、大正13年調査では170.2町へと所有地が減少している糸重徳氏だと思われるが、面積が116町歩も減少しており、へり方が余りにも大きい。この調査の信憑性に疑問を抱くが、今ここではこのことについて確かめようがない。

さらに徳之島では50町歩に達していなかったが、かなり大きな地主が存在していた。提元「徳之島の産業とその構造—徳之島町」で第7表のような地主が明らかにされている。

T. H. 氏とあるのはさきに述べた、明治27年以前において富豪と称されていたもののうち、東間切花徳村林為清家のことであろう。それはともかくとして、かような地主が一地区に集中的に存在したというのは他の諸島ではみられない現象であった。そして、50町歩以上の大地主の場合のことであろうか、あるいは今述べた東天城村の地主達を含めてのことかはっきりしないが、家人解放後かなりの年数が経過しているにもかかわらず、「徳之島の大地主たちのように昭和の時代まで多くのカミジやサンダというヤンチュ(家人)をかかえ、解放されても地主の家に入入りして奉仕していた……」⁶⁰⁾といわれている。

では他の島々ではどうであったのであろうか。さきの地主といっても徳之島のような地主はみられず、2~3町歩所有で家族労働で自分も耕作する中小地主であったようだというのは、そのとおり受けとってよいだろうか。他の島々には徳之島程の大地主はいなかったにしても、2~3町歩よりもっと大きな地主がいたのではないか。

例えば与論島では初代戸長として21年間その職にあって明治34年に勇退した上野応介について「翁は茶花のミダーラに5~6町歩の広大な不動産を所有し、立長の長崎にも4~5町歩の不動産を所持し下男、下女5~6人を使役して裕福な家庭であった」⁶¹⁾。

「上野家は「島の半分くらいの土地を持っていた」(応介氏の長男の嫁、上野クニさん談)、「上野応介さんの家はンダが沢山いた」(黒田エクスさん談)、「土地は広いし15~16人いる使用人を、あちこちに分けて農作をさせ、盆、正月には里にあがって来ていた」

氏名	職業	住所	所有耕地反別			自作反別	耕地ノ所在及町数	主ナル郡名数	小作人ノ戸数
			田	畑	計				
糸重徳	農	大島郡伊仙村	15.0町	155.2町	170.2町	1.4町	大島郡2		416

第 7 表 東 天 城

氏 名	職 業	住 所	所 有 耕 地 反 別								
			田			畑			計		
T. H. 氏	農 業 商 業	東 天 城 村	21	2	1	15	9	4	37	1	5
Y. S. 氏		東 天 城 村	18	2	1	14	2	8	32	5	1
Y. J. 氏		東 天 城 村 花 徳	10	5	3	9	9	2	20	4	6
T. N. 氏		東 天 城 村	11	4	7	7	3	8	18	7	8
F. N. 氏		東 天 城 村	8	7	1	6	1	5	14	8	6
K. S. 氏	東 天 城 村 母 間	5	6	5	7	2	2	12	8	7	

注：堤元編 徳之島の産業とその構造——徳之島町。T. H 家は藩政時代からの豪家で多数の家人（徳之島の部落には土地は持っていなかったはずです」と話してくれた。

この記述はまちまちで一致しないが、この不一致は述べている時期の違いからくるものもあろうし、二人の談はその年齢や生れた場所などからして幼少の頃見聞したか、あるいは伝承されたことを述べているので実際とはかなり違った大雑把なことを述べているということもあろう。

上野応介は明治 34 年に第 3 回目の移住で島民 400 名を連れて口之津へ去っている。その当時所有地がどのように処分されたか明らかでないが、与論島を出た民の歴史には一つの推測の域を出ないがとことわりながら「上野応介氏は在島時、かなり手広く砂糖を扱ひ、船を利用して貿易業にも似た島内開発事業をこころぎしていたふしも見られる。そして、その事業は明治 31 年の猛威をふるった暴風雨とその間にやって来た大飢饉の状況から破産状態に陥ちいったものではないかとも想像される」⁶³⁾と述べている。

上野家の土地所有についての記述はおおまかなものだし、またこの土地所有の崩壊についても、いまこれ以上論及できないのでここでおかざるをえないが、他島の場合でも、徳之島の大地主の場合を含めて、地主に関する記述はきわめて稀のようであるが与論島の上野家に近いような例は大島本島や喜界島等でもみられたのではないと思われる。

例えば昭和 45 年 4 月 15 日に筆者が名瀬市根瀬部の大海さんから聞いた話は次のとおりである。

「大和浜の和さんはこの部落に製糖場を持っておりました。その製糖場のあった場所は現在私の所有地で畑になっておりますが、この土地は祖父が和さんから買ったものです。父が生きておりましたら、いま 88 才位ですが、父が働き始めた頃買ったらしいので、15・6 才位から働き始めたとして 62・3 年位前ですね。つまり明治の末頃ということになりますが、……根瀬部の山畑は和さんが開墾して、ほとんど和さんのものだったらしいです。しかし平地の方はそうじゃありませんでした。大正になってからは和さんはもうこ

の部落には土地は持っていなかったはずです」と話してくれた。

このことからして恐らく大海さんが製糖場跡地を買取った時より程遠からぬ以前までこのような山畑に主として甘蔗を栽培し、家人と思われる労働力を使ったかなり大きな経営があったことを物語るものであろう⁶⁴⁾。

明治初期の家人解放後、基本的には寄生地主制の方向を辿ったといえるが、そのなかで家人を使った豪農経営は明治末期か大正初期頃までは大島の各地に消滅寸前で、散在的なものであったとしても完全に解体されることなくお存続していたものであろう。

規模の大きい耕地所有者の性格は一樣ではなく、寄生地主化したもの、地主手作的なものから家人経営まで、それも時代を経るに従って変化していったのであろうが、いま、このことについては、立ち入った考察ができないので、ここではおおまかにみて、当時の技術水準の下では、恐らく自家労働を主体としたやり方では耕作不可能であったといっても異論がないような規模の耕地所有者が大島の地にどのように存在していたかを明らかにしていきたい。

第 8 表、第 9 表、第 10 表ともに所有者は田畑毎のものだから、この表からでは正確な土地所有規模はわからないが、田畑別に区分した統計しかみあたらないので、大体のところを類推するというにとどまざるをえない。

農会調査「農事統計」が明治 41 年から昭和 15 年までであるが、このなかで耕地所有広狭別の戸数も調査されており、大島郡統計書から作成した 8・9・10 三表もこの全国的な調査の郡段階のものであるから、郡統計書作成の基礎資料がえられるならば、より明確になると思うが、この資料が見当たらないのは残念である。

第 8 表は田、畑いづれかを 20 町歩以上所有していた戸数を各島別にみたものである。明治 43 年は島毎の内訳がわからないが、大正 3 年以後の状況からして徳之島の土地所有者数であろう。また年次毎の所有者数

村 の 地 主

自作反別	所有耕地の分布			小作人数 (名)
	東天城村	天城村	亀津村	
3反歩	30町 2反 9畝 15歩	5町 8反 9畝 10歩	9反 7畝 2歩	182
ナシ	14 1 1 12	16 5 8	1町 8反 19歩	178
1町6反2畝2歩	16	1 9 5 21	2 4 9 21	115
ナシ	13 6 7 5	3 6 3 20	1 4 8 2	126
5 1	11 8 9	2 9 3	1 6 9 3	77
ナシ	12 2 3 13	4 3	2 1 12	76

ではナシンキとよんでいた)がいた。

第8表 田畑所有戸数(20町歩以上)

		徳之島	計
明治43年	田畑	3	6
		3	
大正1年	田畑		
大正2年	田畑		
大正3年	田畑	1(島尻) 3(島尻)	4
		1 3	
大正4年	田畑	1 3	4
		1 3	
大正5年	田畑	2(島尻1, 亀津1) 6(島尻3, 天城2, 亀津1)	8
		2 6	
大正6年	田畑	1(島尻) 2(天城)	3
		1 2	
大正7年	田畑	2(東天城1, 島尻1) 6(東天城1, 島尻3, 天天城2)	8
		2 6	
大正8年	田畑	2(東天城1, 島尻1) 11(天城2, 島尻9)	13
		2 11	
大正9年	田畑	2(東天城1, 島尻1) 5(天城2, 島尻3)	7
		2 5	

注：大島郡統計書より作成 徳之島以外の諸島にはない

がかなり大きく変動していることは問題だが、今はこれについての詮索も不可能なので、これもおくとし、徳之島以外の地にはこういう大地主はまったく存在していなかったということが一応いえるであろう。しかしながら第9表をみると10町歩以上20町歩未満という土地所有者が、徳之島以外の大島本島、喜界島にみられる。徳之島以外の土地所有者は畑が10町歩以上になっているが、このほかにもいくらかの田を所有していたであろうから、所有耕地の多くは小作にだしていたといえよう。

第10表は5町歩以上10町歩未満の土地所有者を示したものであるが、こういう耕地所有者は与論島を除

第9表 田畑所有戸数
(10町歩以上20町歩未満)

		大島本島	喜界島	徳之島	計
大正1年	田畑	6	2	13 16	35
大正2年	田畑	1	2	12 14	29
大正3年	田畑	10	2	19 41	72
大正4年	田畑	9	2	22 46	79
大正5年	田畑	2(大和村)	2	12 16	32
大正6年	田畑	2(大和村)	2	10 12	26
大正7年	田畑	2	2	7 10	21
大正8年	田畑		1	3 6	10
大正9年	田畑		1	2 3	6
				2 4	

注：大島郡統計書より作成 加計呂麻、沖永良部、与論の諸島にはない

く各地でみられる。耕地の特に狭少な加計呂麻島でもみられるし、また大島本島にみられるごとく水田の場合にも、こういう土地所有者が存在していたことがわかる。この第10表にみられるような土地所有者も、第8表、第9表にみられる土地所有者と同一人であることもしばしばあったであろう。例えば畑を10町歩以上20町歩未満、田を5町歩以上10町歩未満所有しているということは水田面積より畑面積が相当上廻っているというような地域では、むしろ普通の土地所有の状況を示していたといえようから、第10表に示した土地所有者も、その多くは、田畑を小作にだしていたとみてよいだろう。つまり、8、9、10の三表からいえることは、大正期においては、特に大島本島で

第10表 田畑所有戸数 (5町歩以上10町歩未満)

	大島本島	加計呂麻島	喜界島	徳之島	沖永良部島	計
大正1年 田畑	11	1	2	18 136	149	18 299 317
大正2年 田畑	31 11	1	4	19 15	4	50 35 85
大正3年 田畑	9 38		4	30 30	156	39 228 267
大正4年 田畑	7 41		4	35 39	154	42 238 280
大正5年 田畑	3 57	4	4	18 29	149	21 243 264
大正6年 田畑	3 57	4	4	7 9	149	10 223 233
大正7年 田畑	3 58	5	4	10 13	14	17 90 107
大正8年 田畑	47	5	1	28 28	3	28 84 112
大正9年 田畑	45	5	3	23 25	6	23 84 107

注：大島郡統計書より作成 与論島にはない

は可成り大きな土地所有者がいたということである。かかる土地所有者の性格は寄生地主的な側面だけではなく、なお次のような面がみられたと考えられる。

即ち「家人制度は明治の中頃まで一般的に残存してゐたやうである」⁶⁵⁾とか、或いは徳之島では「明治も20年代になると……家人といわれる人達の拘束が解除されるようになったのである。しかし、この人達が自由になっても働く場所はなく、行く先もない人が多く、その後も主家に年給を決めて雇われるということになった者も多かった。この時は1ヶ年雇(イッカネンヤテ)といつて1年の年期で給金を出していたが、他所に働きに出たいというものは自由に出られるようになった。働きに出るといっても交通の便が悪く、遠いところで沖繩本島や大島本島の仕事に出る程度のこと、多くは大正の初期まで、この年期奉公のようなものが続いていた」⁶⁶⁾、といわれていることなどからして、寄生地主的なものに移行しながらも、なお家人と殆んど変わらないような雇人を使った豪農経営的なものが、かなり残っていたものと考えられる。

そして家人経営的なものが殆んど姿を消すにいたつたのは次のような事情によるものであろう。即ち、第一次世界大戦による糖価の暴騰と暴落、出稼者の増加がそれである。徳之島では「黒糖は大正4年になると

急に上りはじめ、黒糖1挺(130斤入り)が税込18円まであがった。農地の多い農家は製糖にはげみ出し、鹿児島商人は各部落に黒糖買付人を依託して買付けさせた。大正6年ごろになると黒糖1挺30円から40円にはねあがった。7年から8年になると黒糖は55円まで暴騰した。……生産物資と消費物資があがって困るのは、小作または自作兼小作農家であった。さとうきびをつくって黒糖をたくさん売出すことはできないし……零細農民は小作地を返上し、わずかばかりの自作地を手放し、阪神、京浜地区の工業地帯へ船ごと吸収された。……大正8年になるとじわりじわり島ぐるみ不景気に襲われた。鹿児島商人が買付けていた黒糖が倉庫に充満した。買付人は農家へ払う砂糖代がなくて倒産がはじまった。このことは島の経済をゆすぶった。砂糖はぐんぐん値が上がり、鹿児島商人も倒産が続いた……出稼者は益々ふえて、大正15年には亀津村から8,500人、東天城村から5,500人の多きに達した」⁶⁷⁾このような経済上の大変動、労働市場の発展が旧来の家人経営的なものを、最終的にはほぼ完全に一掃してしまう契機となったとみてよいであろう。

第11表は鹿児島県統計書によるものである。この時期に大島郡の町村別統計として、大島郡勢要覧があるが、これには残念ながら耕地所有広狭別農家戸数が

第 11 表 耕地所有広狭別農家戸数

	総 数	5 反 未 満	5 反 以 上	1 町 以 上	3 町 以 上	5 町 以 上	10 町 以 上	50 町 以 上
昭和 1 年	31,136	20,692	6,925	3,107	303	83	23	3
2	30,199	20,231	6,628	2,913	328	70	26	3
3	29,688	19,341	6,545	3,273	385	112	30	2
4	30,065	19,791	6,632	3,118	389	101	32	2
5	29,917	19,046	6,837	3,390	484	128	31	1
6	28,948	18,327	6,582	3,431	466	119	22	1
7	30,456	19,494	7,331	3,066	435	100	29	1
8	32,703	21,751	7,328	3,029	464	108	23	—
9	30,479	18,580	7,639	3,740	387	102	30	1
10	31,214	20,180	7,713	2,866	340	88	24	3
11	31,000	20,350	7,729	2,458	333	102	25	3
12	31,332	20,248	7,382	3,149	424	103	23	3
13	27,539	18,445	6,114	2,505	354	97	23	1
14	29,756	19,898	6,676	2,726	322	110	23	1

注：鹿児島県統計書

掲載されていない。だから島毎に地主の数を明らかにできないが、この数字をみると、対前年比で、著しく増加したり、或いは減少したりしているのは問題だが、一定の傾向はみられず、一進一退をくりかえしていたといえよう。ところが第 12 表で明らかなように、昭和 1 年から昭和 14 年までの間に、そう大きく変らなかつた 5 町歩以上地主が昭和 22 年には大きく減少している。しかも 10 町歩以上地主は徳之島だけになっている。この間の統計がえられないので、何時の時点で大きく減少したのか断定はできないが、恐らく、敗戦、それに伴う帰島、所有地の分割等という事情が最大の要因ではなかつたかと推測される。

戦後においては、最早や比較的大きな地主は徳之島以外の島ではみられないようになったことは確かだが、大島の寄生地主について、その全期間を通じてみると、先述の徳之島以外では「地主といえども 2～3 町歩所有で、家族労働で自分も耕作する中小地主であったようである」というような地主手作的な経営とばかりはいえなかつたのである。

6. 農 地 改 革

i 復帰直前における動き

復帰後の奄美大島の農業の展開の仕方を規定していったものとして、ここの農業の面期を形成したものは本土と同様に農地法の適用により地主的土地所有が崩壊した結果成立した零細な私的土地所有の下での零細農耕制であったことに変わりはない。だが、この場合、移行の過程に本土ではなかつたような際立った特徴がみられた。

昭和 28 年 8 月、ダレスが奄美大島の日本復帰を声明した当時、本土における農地をめぐる情勢は可成り

第 12 表 農地所有状況（昭和 22 年調）

		50 町 以上	30 町 以上	20 町 以上	10 町 以上	5 町 以上
名	瀬 市					
三	方 村					
大	和 村					
字	検 村					
西	方 村					
実	久 村					2
鎮	西 村					
古	仁 屋 町					2
住	用 村					
龍	郷 村					
笠	利 村					
早	界 町					3
亀	津 町					
東	天 城 村				1	1
天	城 村				1	1
伊	仙 村	2			2	4
和	泊 町					1
知	名 町					2
与	論 村					
計		2			4	16

注：昭和 29 年度版「奄美大島の概況」

変化し、改革の成果に後退の兆すらみられるような状況が展開されつつあった。

鹿児島県当局は、かかる情勢や、主として現地の地主勢力の意向に迎合してか「全法排除措置として農地法、農業委員会法……等をあげ、それぞれ個人生活ならびに社会情勢にあたる影響から、これが実施は不可能だという復帰後の大島に対する特別措置としての県案を作成している」⁶⁸⁾。

しかし、この案がとおりそうにもないということになると、現地大島においては「農地法の施行を半年ぐらい猶予してもらいたい、現在 2 反以下の零細農が 35%をしめているが、所有反別の最高は 50 町歩で徳

之島に2名いる。農地法の施行をみこして土地売却の動きが強く、地価調査によると水田で反あたり2万五千～3万円（B円）、畑1万2千～2万円（B円）となっているが実際は買い手が少ない⁶⁹⁾、と述べている。これからみて、要するに地主達は農地法の適用以前に時価で売り逃げたというのが多いのだが相手は零細農で資金もなく思うようにことが運ばない、何とか今しばらく法の適用を猶予してもらいたいというのが本音だったのであろう。

兎角するうちに復帰の日が間近かに追ってくる、地主の焦燥感はいやがうえにも増してくる。何とか工夫して、早く、誰にでもよいかから売り払おうということである。その動きを若干みてみよう。

「……農地法適用については徳之島を中心に各離島の地主階級が争って土地を売り急いでいる……最近の傾向は金詰りから物々交換が大部分で砂糖など物納し、年賦償還の形による譲渡が殆んど全部である。その相手方は償還納の關係から小作人相手は少ない⁷⁰⁾、更により具体的に、次のように述べられている。「復帰前に農地を有利に処分する必要があると考えた地主は競って土地手放しを始めた。その価格は日本円に換算して反当8万円前後であった。ところが、その売り方がふるっている。まず小作人に対しては買わなければ取上げるといふ条件を提示した。取上げられれば耕地を失う小作人の多くは買わざるをえなかった。そして契約書は土地価格に相当する貨幣の借用証が用いられ、この契約証だけからは土地処分の実情は全然わからないようになっている。記載されているのは金額と返済期間だけである。5～6年の年賦が多い。こういう訳で復帰当時には数字の上での地主は大島には殆んどいなくなった。だが、それから後が大変である。割合に短い期間に土地代金を支払わねばならぬが、その能力に欠けている小作農が多いからである。更に小作人側でも、そのうちに農地法が適用されるようになれば高い代金を支払わなくとも、何とかするのはないかと考えるようになったからである。この二つの理由によって昨今では小作人の代金支払は滞り勝ちになってきた。それに反して地主の焦燥はいやがうえにも高まってくる。ここに両者の対立は激化して、地主側は現物の強制取立てをするむきも多くなった。小作人が製糖するのを地主側は人夫を雇って製糖場まで押かけて行って取立てたという例もある。これに対して小作側では力を合わせて、地主の暴力的行動に対立しなければならないという気運も、かなり動いているようである⁷¹⁾」。

当時、農地法の実施に当たった県当局者は次のように言っている。「復帰前後、農地法が適用される前に地主（特に大地主）は農地を小作人に売渡していた。しかし大部分の小作人は購入資金をもっている筈がなく、借用証を地主に差出した。借用証は年賦償還額ならびに金利がいくらと書いてあったが、既に借用証に変わってしまっていたので農地法を適用することはできなかった。またなかには名儀だけは既に小作人に譲渡したようになっていたが、こういう小作人は地主に雇われて働いているというふう考えていた⁷²⁾」。

南日本新聞は「地主階級のなかでも、その動揺は不在地主階級が最もつよく主に親戚への名儀書きかえなどに迫られているが、同郡の地理的關係から戦時中、占領中にひきつづき内地へ移動しているもの、勤務關係で他島にいる者など、不在地主の数はきわめて大きく、復帰のよろこびの裏にひそむ悲哀は大きい。……土地価格は一番よいところで4千B円、中で3千B円、下で2千B円にまで下落してきている⁷³⁾と報道している。この地価の下落については、それが一般的なものとしてみられたのかどうか疑問が残る。それは後述するように、約1,000町歩程度の仮想自作地（実際は小作に出しているが表面的には自作しているように報告している耕地）が残っていたことからわかるように、土地を売り急がなくても、このような方法もあったからであろう。

以上のようなことが農地法適用前にみられたのであるが、それは一言でいえば地主にとっては有利な処理の仕方であったといえよう。そして、こういうやり方を可能ならしめたのは、さきにも述べた情勢の変化である。

敗戦後の混乱期、食糧難の時期に労働運動と相俟って農民運動の高揚は体制の危機につながるものであった。土地を耕作農民の手に帰せしめ農民運動の鎮静と著しい衰退をもたらした農地改革は農業生産力発展の基盤を創出するものとしては極めて不十分で、程遠いものであり、問題を今日まで持越しているのだが、体制の危機を回避するという点においては極めて大きな意義があったといえよう。ところが、奄美大島における農地法適用の時期をみるに、かかる危機的情勢はなく、しかも本土各地では農地改革の結果を批判する動きが組織化されたものとして起こりつつあった時期であった。

鹿児島県本土でも「旧地主組合結成の動きが始まったり、ふえる小作地の返還とか、ヤミ小作料の横行⁷⁴⁾とかが報道されるような状況が展開されつつあった。

第 13 表 農地改革当時の算定方式で算出した場合の農地価格（水田）

	反収を農地改革当時の 全国平均 2 石で計算し た場合 (円)	奄美大島の昭和24～28年の平均反収で計算した場合	
		1 期 2 期 合計反収 1 石 6 斗 3 升の場合 (円)	1 期のみの反収 1 石 2 升 の場合 (円)
反 当 粗 収 入	8,404	6,849	4,286
自 作 収 益 価 格 (反当粗収入×3.05)	25,632	20,800	13,072
地 主 採 算 価 格 (反当粗収入×3.93)	33,028	26,917	16,844

注：昭和24～28年平均反収は昭和30年度版奄美大島の概況による

かかる状況下にあったから、さきに述べた地価の下落も一般的なものではなかったのではないかと。当時の地価、水田2万5千円～3万円（B円）が多かったのではないかと思う。先述の「地主は競って土地手放しを始めた。その価格は日本円に換算して反当8万円前後であった」というのは日本円はB円の3倍に相当するから、B円の2.5万～3万円ということである。

この反当8万円前後の地価について、それが高かったのか安かったのかを考えてみたい。

農地改革顛末概要のなかの農地価格決定の方式を全く機械的に昭和28年の（米価、粳米3等、石当り4,202円）段階に適用して作成したのが第13表である（ただし反当収入のなかに副収入が含まれていないので、いくらか低くなっている）。

農地改革当時の農地価格は、自作収益価格に地主換算価格と自作収益価格の差額の範囲内での金額（地主報償金）を加算した価格であった。この表から反収が2石の場合、農地価格は25,632円から33,028円の範囲内にきまるということになる。奄美大島の反収は全国平均にくらべて極端に低く、二回作りの計でも1石6斗3升であるし、1期のみの反収は1石2升である。全国と同じような方法で地価の算定をすれば1期のみの反収に基づいて行なわなければならないだろうが、この特殊事情を考慮して1期2期計の反収に基づいた場合も算出した。

1期、2期計の反収で地価を算定したばあい20,890円から26,917円の範囲内に、1期のみの反収に基づいて算定したばあいは13,072円から16,844円の範囲内に農地価格はきまるとなる。この三者いずれの価格をとっても8万円には遠く及ばない額である。しかも本土における農地改革が「農地買収実施期における異状なインフレ昂進」（農地改革顛末概要146ページ）、「田一反、対価が雄三尾ノ代価ニモ及バナイト言

フヨウナ奇怪ナ結果トナリ農地買収ノ対価ハ今日ノ経済事情ヨリスレバ殆ンド名目上ノモノタルニ止マリ其実質ニ於テ無償デ取上ゲラレタルト異ル所ノナイ…」ものとなっていること（同書144ページ）。

このようにみえてくると、奄美大島での地価は、本土のそれにくらべて、小作農民にとって極めて不利なものであったといえるのである。

ii 形式的な農地法の適用

復帰の時点で述べてきたことは農地法の適用にあたって地主が出来るだけ犠牲を回避し、それを小作農民に転嫁せしめようとしたものであったことは明らかだが、では復帰後において農地法の適用はどのように行なわれたのであろうか。「昭和28年12月、農地法の適用を受けて、不在地主1,307人、面積143町（田29町、畑114町）、地主と称せられるもの（小作地7反歩以上の所有者）114人、面積16町7反（田4町5反、畑12町2反）計159町7反が営農者に移譲された」⁷⁶⁾、とされている。この営農者に移譲されたという表現が、小作者に所有権を移転させるという正常な方法ではなく支払能力のある農家に渡ったという、その辺の事情も物語っているのではなからうか。そして地主から土地代の支払可能な農家へ、このような農地法を適用したばあいでも、「時価による売買であったといわれている。それは政府売渡価格より高い時価によるものであった」⁷⁶⁾。更に復帰後、農地法が適用された、この159町7反の土地も大地主のものは殆んどなく、中小零細地主の土地が大部分を占めていた。例えば50町歩以上の所有地があるとみられていた徳之島の2人の地主の場合をみると、復帰後の時点では10何町歩位に所有地はへってしまっていた⁷⁷⁾。復帰した時点では表面上は色々なやり方で小作地が自作地に衣がえされていたが、それにしても、この農地法が適用された159町7反は余りにも少な過ぎる面積であった

といえよう。

当時の耕地（基準）面積は田地 4,257 町 3 反，畑地 12,313 町 3 反，計 16,570 町 6 反であったといわれる（奄大島の概況 32 年版）から，僅かに総耕地面積の 0.96% に農地法が適用されたに過ぎないということである。

復帰前，農地法が適用される直前の小作地面積がいくらであったか，資料がないのでわからないが，昭和 22 年の調査によると総耕地面積 16,444.93 町のうち 2,176.28 町，百分比で 13.2% が小作地であった⁷⁸⁾。同じく昭和 22 年の農地所有状況をみると，50 町歩以上 2 戸，10～20 町歩 4 戸，5～10 町 16 戸と相当規模の大きい地主もいた（50 町歩以上地主は徳之島の系，平両家）。

昭和 22 年から復帰直前までの土地移動状況は不明だが，先述のような方法で地主が農民に売り渡すまで，そう大きく動いたようなことは聞かない。復帰前の売渡しがあったにしても後述のように総耕地面積の 1% にしか農地法を適用しなかったということには問題があったのである。

iii 復帰後の事後処理——特別融資事業と農地対策事業

復帰後，特別融資事業と農地対策事業という二つの事後処理がなされた。

特別融資事業⁷⁹⁾ は地主から無理に土地を購入させられた，極度に資金に困っていて土地代金の支払が不可能な農家に対して，代金の支払が円滑に行なわれるようにするためになされたものであった。それは次のようなものであった。即ち「徳之島のある大地主の場合は復帰直前まで，ほぼ土地は売却してしまっていた。この場合の相手は多くは小作人であったが，資金がなく年賦払で黒糖 60 kg 入の袋ないし樽を毎年何個づつ納めるというやり方で土地代を支払っていた。大体 35・36 年頃まで，そういう状況がみられたが，最近では農協資金を借りられるようになったので未払もなくなっているようだ⁸⁰⁾」というような内容のものである。これは地主が行なった売逃げを助けるようなやり方であったといわれても仕方がなかろう。しかも，巧妙に売逃げした者は比較的大きな地主であったといわれており，行政がこれらの地主に引きずられ，結果的には改革の精神から大きく後退したものになった。

農地対策事業⁸¹⁾ は昭和 34 年度から昭和 36 年度にかけて実施されたのであるが，この事業を始めた昭和 34 年度時点で，推定小作地が 1,681 町歩程度あり，うち 1,000 町歩位が仮想自作地として潜在し，耕作権

は不安定で，小作料もきわめて高率であった。そこで農地法の精神に鑑み，かかる不安定な耕作関係をなくし（自作化），あわせて残存小作地の耕作権を明確にし，農民の社会的経済的地位の向上，農業生産力発展の基盤を確立するために，この事業を実施した。その結果 1,063 町歩の農地を解放し，自作地化し，大島郡の総耕地面積 15,690 町（36.8.1 調査）のうち，小作地面積 620 町歩，小作地率は鹿児島県平均とほぼ同じになったと述べている⁸²⁾。

そのなかで「農地取得は法定価格によるため耕作農民にとっては著しい負担の軽減となり経済余剰をもたらし，農業投資への可能性を大きくした⁸³⁾」ということと，小作地率が鹿児島県平均の 4% 程度になったと，述べている点について考察してみたい。

まず法定価格についてみると，昭和 35 年 3 月から 37 年 3 月までの間に農家に売渡した面積は田 219 町 9 反 8 畝 9 歩，畑 830 町 4 反 2 畝 24 歩，計 1,050 町 4 反 1 畝 3 歩で，反当り平均価格は田 9,450 円，畑 5,526 円であった（大島農地対策実施経過報告書，情報第 9 号）。この価格は当時の時価（徳之島，天城町で筆者が 43 年に調査したもの），田，昭和 35 年 18 万円，39 年 20 万円，畑，35 年 9.5 万円 15 万円，38 年 9.6 万円，13 万円等にくらべて大巾に下回った価格であるし，復帰直前の水田時価 8 万円にくらべても余りにも安い。

はたして低い法定価格で地主から売渡先は必ずしも小作農民とは限られていない，「土地代金支払可能な農民」に渡ったのであろうか。もし法定価格で小作農民が土地を取得できたとすれば，小作地が小作農民以外の農家に渡るといえるようなことは例外的にしか起らないはずである。

ところが関係者は公式の発表とは違って次のように述べている。

「内地に引き越していた不在地主が多かったので相当な農地が動いたのです。なかには一応，土地を買い取っていたけれども名義を変えていなかったために三条申請によって法定価格分をさらに支払うという例もみられた⁸⁴⁾，「法定価格で，そんな馬鹿なことをする人がいますか。土地は時価で代金を支払える人に，信頼できる親戚とかに渡った⁸⁵⁾「ええ，それは時価でした⁸⁶⁾」とっておる。農家段階でこの点に関して調べていないけれども，これらの証言からして時価によるものであったということは確かであろう。

次に小作地率，小作料等について調査結果に照しながら考えてみたい。

第 14 表 経営耕地面積と小作地面積

調査農家 番 号	経営耕地面積 (a)			小作地面積 (a)			小作地率
	田	畑	計	田	畑	計	
1	10	60	70	—	20	22	28.6
2	17	60	77	—	—	—	0
3	30	50	80	14	50	64	80.0
4	25	67	92	25	27	52	56.5
5	45	56	101	—	—	—	0
6	20	87	107	—	20	20	18.7
7	60	60	120	—	—	—	0
8	48	75	123	—	—	—	0
9	30	100	130	—	—	—	0
10	32	100	132	15	40	55	41.7
11	70	64	134	40	—	40	30.0
12	35	100	135	—	—	—	0
13	40	95	135	30	—	30	22.2
14	45	90	135	—	30	30	22.2
15	28	110	138	15	20	35	25.4
16	51	102	153	—	—	—	0
17	60	97	157	—	30	30	19.1
18	55	125	180	—	—	—	0
19	54	128	182	10	23	33	18.1
20	40	145	185	30	25	55	29.7
21	56	143	199	6.5	13	19.5	9.8
22	40	180	220	30	80	110	50.0
計	891	2,094	2,985	215.5	378	593.5	19.9

注：昭和43年9月大島郡天城町天城で筆者が調査したもの。

第 14 表は筆者が昭和 43 年 9 月に徳之島の天城町、天城で行った調査結果である。この表から、小作地率 4% は低いと断定できるわけではないが、調査農家の小作地率 19.9% というように高いのはここでは農地対策事業が行なわれたのだろうかという疑問をすら抱かせる。この小作地率 19.9% は徳之島全体の小作地率、33 年 4.3%、37 年 4.1% とくらべても、かなり上回っており、単なる特殊事例なのであろうか。いまこのことを明らかにできないが、次のような事情は農地対策事業の結果の小作地率や奄美大島の概況等に記されている小作地率が実態とは必ずしも一致していないのではないかと。それは実態よりかなり低目なものではないかということを見せてくれる。

「天城町では最高 7 ～ 8 町歩程度の地主がいたが、いまでは、そういうような地主は子供の家内、兄弟等に分散登記してしまって、2 町歩を上回るような農地の所有者はいなくなった……小作人が他人であった場合は耕作は以前のまま小作人が行なっているけれども、登記は、このように身内の者の名義にした、そして現在（昭和 43 年当時）でも、そういう形のもものが残っている」⁸⁷⁾。このなかには実際は小作地だが、表面上は、統計的に処理されるときには自作地になっているのもあるということであろう。これは仮想自作地がそのまま残っている例であろう。

「農業委員会で公表されている小作地面積と実際の小作地面積は違います。正式な小作というのではありませんが、作り分けという形でやっているのがある。その場合、収穫の 4 割が地主、6 割が小作人の取得になっている。なかには反当 7 千～8 千円の小作料をきめている場合もある」⁸⁸⁾ というように小作関係がかくされている事例もある。

また調査農家のなかには所有権は自分のものになったが、土地代金を支払っていなかったので小作料を納めていた。この水田 16 アールは地価 35～37 万円だといわれ、とても購入できそうになかったので、一時元の地主に返していたが、その地主は今度はこの土地を弟に譲ってしまった。いまこの地主と交渉して小作料を減額してもらって耕作しているというのもあった。このように農地法が適用されるようになってからでも、小作農民の主体的な運動が欠如していたか、あるいはきわめて弱かったということが、このようなことを招いたのである。こういう例は調査を奄美全域について行なうならば随所にみられたのではないかと思う。

このようにみえてくると、4% 程度の小作地率に減少したということは信頼度の低いものであるといわざるをえない。

最後に改革の結果、小作料はどうなったかをみてみよう。

第 15 表 調 査 農 家 の 小 作 料

調査農家 番 号	さ と う き び				水 稻					
	反当収量 (ton)	反当生産額 トン当り 6,200円 (円)	小 作 料 (円)	小 作 料 率 (%)	1 期 反当収量 (kg)	2 期 反当収量 (kg)	計 (kg)	小作料 (kg)	小作料率 (1, 2期計 に対し) (%)	小作料率 (1期のみ に対し) (%)
1	7.9	48,980	12,500	25.5						
3	8.3	51,460	8,000	15.5	380	350	780	210	26.9	60
4					300	280	580	170	29.3	56.6
13	7.3	45,260	15,000	33.1						
14	9.3	57,660	9,000	15.6	420	300	720	120	16.7	28.6
16					480	360	840	180	21.4	41.8
19	5.4	33,480	15,500	46.3						
20	7.8	48,360	6,000	12.4	420	360	780	130	16.7	30.9
21	6.3	39,060	11,500	29.4	420	350	770	140	18.2	33.3
22					450	300	750	180	24.0	40.0
計	52.3	324,260	77,500	23.9	2,870	2,300	5,220	1,130	21.6	39.4

注：昭和43年9月大島郡天城町天城で筆者が調査したもの。水稻の収量は籾重である。

小作料は復帰前、もっとも一般的であったのは物納であった。水田の場合は籾で収穫量の6割であったが、4割位の場合もあった。それは普通、面積当たり何百斤ときめられていたからである。しかし災害があった時でも余程善良な地主でない限り、きめられた小作料は容赦なく取立てた。籾で反当300~400斤というのが普通であった。畑の場合は小作料は黒糖で納めていたが、反当200~400斤が普通であった。

金納はほとんど不在地主に限られ、小作料を物量できめ、その時の相場で換算していた。その他に小作の形態として、作り分け（小作人が作付、収穫したものを地主と折半する、この場合、地主が肥料を提供する場合もある）、作分け（小作人が作付したものを面積で折半する、これは畑の場合多い）、刈分け（稲の収穫時に地主も来て稲束で分ける、この場合、地主は手伝う程度で労力を小作人と平等に負担することはほとんどない、これは近年はほとんどない）等々があった⁸⁹⁾。

この小作料が農地法適用後、農地対策事業実施後どのように変わったであろうか。

筆者が昭和33年10月24日に徳之島町花徳の一農家から聞いたのでは、水田の場合、小作料は反当325斤（モミ重）で、収穫量に対し5割、畑の場合は黒糖の反収700斤のうち150斤をいずれも現物で納入しているということであった。

第15表は第14表と同じく昭和43年に天城町で行った調査結果である。小作料は水田の場合は依然として籾による物納であった。畑の場合は調査の時点において黒糖の自家製糖はほとんどみられないようになっていたこともあって金納に変わっていた。

小作料率をみると、さとうきびの場合に12.4%から46.3%までバラツキが大きい。水稻の場合でも1・2期計の収穫量に対しては16.7%から29.3%までと、さとうきび程ではないがバラツキている。さらに1期作の水稻収量に対しても28.6%から60%と同様のバラツキを示している。

さとうきびの場合、以前とまったく変わらないような46.3%という高い小作料を納めている農家もあるが、これは他の農家に比べて収量がかなり低かったのであり、平均は23.9%となっている。水田の場合、1期みの収量に対する比率は平均39.4%であるが、1・2期計の収量に対しては21.6%でさとうきびの場合とほぼ同じ率になっている。

花徳の一農家から聞いたのは復帰後で農地対策事業実施前のことである。水田の場合の小作料は以前と変わらないが、畑（さとうきび）の場合は低くなっている。さとうきびの場合、低くなっているのはどうしてなのか聞きもらしたのであるが、技術上の問題として考えられるのは化学肥料の使用量が増加しつつあったということがある。また製糖過程における何らかの事情が関係しているのかもしれないが確かなことはわからない（親族関係ということであったのかもしれない）。

43年の天城での調査は農地対策事業実施後のことであるが、以前の小作料とくらべると、かなり低くなっている。この小作料は、奄美全島を通じて「さとうきびの場合小作料は収穫高の1/3が普通で、これが限度と思われる」⁹⁰⁾という言に近い。だが、以前よりかなり低くなってきているとはいえ法定小作料を大きく上回っておること、天城部落の一農家が小作料は以前からの「しきたり」だと言ったこと等を考え合わせる

ならば、なかには43年時点においても、なお高額小作料の残存していた可能性が強い。このことについて、直後、引続き調査できなかったのは残念である。

だが以上のことから、きわめて大雑把ではあるが、小作料1つをとってみても、農地対策事業・農地法の適用をめぐるなされた行政的な措置は、その目的に照らしてみても不十分で遺憾なものであったといえる。

文 献

- 1) 鹿児島県史, **2**, 308 (1940), 鹿児島県農地改革史, 111-112 (1953).
- 2) 名瀬市誌, 60 (1968).
- 3) 同, 366.
昇 曙夢「大奄美史」315頁(1949)には徳之島亀津において男3反女2反とある。
泉 有平「大島郡実久村調査」(1924)には男子15才, 女子13才ニナレバ作用夫トナリ男子2反5畝, 女子其ノ半分ヲ受ク(和田氏述), 古仁屋真氏ノ説ニ依レバ男子2段歩, 女子8畝歩ノ土地ヲ受クト。……此ノ与ヘラレタル土地ハ是非トモ甘蔗ヲ作ルベキナリとある。
- 4) 前掲 名瀬市誌製糖関係年報。
- 5) 所崎 平: 奄美郷土研究会報, **8**, 25-26 (1961).
- 6) 同上及び原口虎雄: 幕末の薩摩, 113-114, 中央公論社(1966).
- 7) 体系日本史叢書, **11**, 産業史 **II**, 28, 山川出版社(1965).
- 8) 前掲 鹿児島県史, **2**, 389.
- 9) 宮本常一: 甘藷の歴史, 82, 未来社(1962).
- 10) 小出満二・有馬市蔵: 封建治下における奄美大島の農業, 96 (1963).
- 11) 南峰遺稿, 永井龍一校訂: 奄美史談, 42(1964).
- 12) 前掲 名瀬市誌, 46.
- 13) 前掲 封建治下における奄美大島の農業, 98.
- 14) 河野信治: 日本糖業 発達史(生産篇), 30-32 (1930) 及び
樋口 弘: 本邦糖業史, 68-69 (1943) 参照。
- 15) 前掲 所崎 平: 奄美郷土研究会報, **8**, 25.
- 16) 甲 東哲: 奄美郷土研究会報, **2**, 24 (1960).
- 17) 同, 25.
- 18) 前掲 封建治下における奄美の農業, 84.
- 19) 同 85.
- 20) 名越左源太時敏: 日本庶民生活 資料集成, **1**, 21, 三一書房(1968)に「高配当之事」として田地配分の事……村中の惣高, 村中の人軀に応じて等分に配当する事なり。号て, 之を高割と云。とあり。
- 21) 沖縄県史, **21**, 旧慣調査資料, 337 (1968).
- 22) 同 350-351.
- 23) 同 155 ページ参照。
- 24) 奄美大島ニ於ケル地割及ビ隷農制度論文資料, 鹿児島大学図書館蔵。
- 25) 26) 前掲名瀬市誌, 85.
- 27) 萩原 茂: 奄美大島の糖業, 5 (1969).
- 28) 前掲名瀬市誌, 325.
- 29) 同 287.
- 30) 同 287 ページ, 更に同 283 ページには「おっか(負債)の方に御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間 元和5年より以来は相かへすべき事」とある。
- 31) 同 287.
- 32) 家人の所有数は相当の規模にのぼっている。家人の研究から多数家人を所有していた人々をひろいあげると, 鎮西村諸鈍の林前福 80~100人(他村の分を除く。120と云ふ人もある。)この林家は他村の作場に置いてある家人を合すると300名以上だった。
林前祥志 30人, 林前任 20人, 積福禎 20人, 林前厚 15人, 大和村大和浜村の太三能安 60人, 和富雄 58人, 住佐央謙 50人, 大江富良 20人, 実久村薩川の喜入家は明治初年には 25人位。
鎮西村伊子茂の西家は全盛期に 120~130人, 明治初年 50人位。
住用村の住佐応恕は 70~80人というようになっており, このことから農業経営の規模もかなり大きかったことがわかる。
このような家人の増加によって禿村が生れた。名瀬市誌 59~60 ページには, 一村全体が家人となり全員が村を去ってしまったところを掲げてある。これは文化2年にできた代官本田親孚の大島私考に基づくものであるが, それによると禿村は名瀬方佐念村, 朝戸村, 瀬名方古里村, 奥間村, 古見方朝戸村, 住用間切尾勝村, 田代村, 神屋村, 東方亀野子村, 宇検方藤戸村, 大和瀬方毛陳村の多数にのぼっている。
- 33) 主取というのは家人の研究26ページに「家人の中で信用のある者, 親類で困窮して居る者又は身売している者, 自分の子供で余り才能の無い様な者等を家人の監督に任じた」とある。監督者のこと。
- 34) 山田龍雄: 鹿児島藩の農業構造, 188, 199, 202, 203, 農業総合研究所(1962).
- 35) 定式買入は藩の砂糖の総買入額がまずきまり, それが分割されて農民1人1人に割り当てられる。惣買入は甘蔗の栽培面積をまずきめ, それを分割して所定の面積を農民1人1人に割り当てる。そしてできた砂糖は全部出させると名瀬市誌 62ページに述べてある。
- 36) 金久 好: 奄美大島に於ける「家人」の研究, 経友 第22号掲載別刷, 再版, 26-27 (1963).
- 37) 吉田慶喜: 奄美の歴史, 47 (1967).
- 38) 前掲「家人」の研究, 32, 33.
- 39) 歴史学研究会編: 日本史年表, 岩波書店(1966).
- 40) 前掲, 名瀬市誌年表。
- 41) 名瀬市誌(中), 66-67 (1972).
- 42) 前掲, 名瀬市誌年表。
- 43) 前掲名瀬市誌(中), 57.
- 44) 前掲「家人の研究」33, 34, 35.
- 45) 嶺武雄: 大島郡東天城村調査(1927).

- 46) 前掲「家人の研究」36.
 47) 家人の子で、主家で生れ育った者を膝素立とい
 い、与論ではンダといていた。
 48) 森崎和江・川西到：与論島を出た民の歴史、
 16-17、たいまつ社(1971).
 49) 同上 27.
 50) 同 13.
 51) 同 29.
 52) 前掲、昇曙夢、奄美史、454.
 53) 前掲、嶺武雄、大島郡東天城村調査。
 54) 市岡幸三：農業総合研究、8(4)、186(1954).
 55) 同上
 56) 徳之島の産業構造—徳之島町—(1961)で大正
 期のかなり大きな地主についての記載があるが、
 地元7人のうち6人までが職業は商業となっている。
 57) 徳之島事情、52(1964).
 58) 前掲、奄美の歴史、80.
 59) 日本農業発達史、7、663、中央公論社(1955).
 60) 前掲、奄美の歴史、80.
 61) 与論町郷土史、188(1963). 62) 前掲、与論島
 を出た民の歴史、42-43.
 63) 同上、45.
 64) 和家は「家人の研究」によると58人の家人がい
 た。
 65) 前掲、昇曙夢、奄美史、454.
 66) 徳之島町誌、454(1970).
 67) 同上、166-169.
 68) 南日本新聞 昭和28年10月16日付記事。
 69) 同 昭和28年12月4日付記事。
 70) 同 昭和28年12月5日付記事。
 71) 前掲、市岡幸三：農業総合研究、8(4)、186-187.
 72) 鹿児島県農地監 新納時弘氏談。
 73) 南日本新聞 昭和28年12月25日付記事、日本円
 はB円の三倍。
 74) 同 昭和29年9月9日、11月1日付記事。
 75) 昭和32年度版「奄美大島の概況」、87.
 76) 77) 鹿児島県農地監 新納時弘氏談。
 78) 1951年刊行「奄美群島要覧」
 79) 南日本新聞 昭和33年12月21日付記事に「大島
 郡では復帰前に農地法の適用からのがれようと耕地
 の売買や譲渡が盛んに行なわれたが、耕地は手
 に入れたものの、土地代がおさめられなかった
 り、借入金も実際払えないものがあったりしたの
 で、営農資金の融資を受ける救済策がとられてい
 るが、まだその手の及ばないものも多い」とある。
 80) 伊仙町役場 経済課 平文吉氏談(1968年9月
 7日).
 81) 堤元編「私たちの調査の記録」242ページ
 (1961)に徳之島町農業委員会中野良英氏は次の
 ように述べている。「大島郡は昭和28年12月25日、
 日本復帰と同時に農地法が適用され、29年7月初
 の農業委員会が発足して実施に当たったが、8年間
 の空白や復興事業受入れという特殊事情から農地
 法はあって無きが如く、旧態依然として惰性的に
 昭和33年に至った……」
 82) 大島農地対策実施報告書、情報 第9号(最終
 号)、3.
 83) 同上。
 84) 徳之島町役場経済課 森春雄氏談。(1968年9
 月6日).
 85) 鹿児島県特産課糖業係長 巴 哲夫氏談。
 86) 鹿児島県農地監 新納時弘氏談。
 87) 天城町役場経済課 群 正一氏談。
 88) 徳之島町役場経済課 森 春雄氏談。
 89) 堤元編「私たちの調査の記録」第1集 241
 (1960).
 90) 鹿児島県特産課糖業係長 巴 哲夫氏談。

Summary

Agricultural productivity in Amami-Oshima is lower than many other regions of Japan. The causes, generally concern the following items.

The first is natural and social conditions, namely, that arable land is limited, that typhoon attacks frequently, that crops often suffer damage from drought and that free selection in commodities production are difficult because of the situation of Amami-Oshima settled remote from market, etc.

If these productivity problems were studied deeper there might be found some other conditions more important than these.

One of which is assumed to be production relationship- (land ownership).

Therefore, in this thesis the following transition of Landownership was considered.

- 1) Division of arable land (paddy-field) and sugar industrial policy.
- 2) Development of wealthy farmer and division of arable land.
- 3) Decline of wealthy farmer.
- 4) Landlord.
- 5) Agrarian reform.

By this study, it was cleared that the low productivity which has been brought forth historically by extreme exploitation and low agricultural investment, and the transition in landownership in Amami-Oshima has been connected closely with the political, economic developments in the mainland of Japan.